長春閣鑑賞

長春閣鑒賞

長春閣鑑賞第五集目次

第一　廣目天眷屬像　康圓作

木彫彩色　高一尺二寸五分

此像の下部には銘文あり、曰はく『西方天眷屬、四天王、四眷屬、大佛師康圓作、文永四年丁卯十二月晦日、奉ㇾ安置眞言堂ㇾ行縁』と、之れによりて此像の大佛師康圓の作にして、文永年間に成り、眞言堂に安置せられたるものなる事を知り得べきのみならず、當時康圓が造刻せし四天王四眷屬のうち、此像は實にその西方天の眷屬なる事を知るべし、康圓は大佛師康運の男にして但馬法印とも云へり、その歿年明かならずと雖も、鎌倉中期に於ける彫刻の大手として知らる、此像は固より彼れの大作を以て目すべからざるも、彫法勁拔能く彼れが敏腕を窺はしむるものあり、蓋し本邦の彫刻は鎌倉初半期に至りて最高潮を示したりしが、康圓は實に此風潮に浴して生長したるものゝ其作風の健實にして雋秀なる、亦所以なきにあらざるを覺ゆ。



第二　佛像二軀　作者不詳

金銅　高七寸九分

金銅　高九寸

此二軀の佛像、一は寶冠を戴き、寶瓶を手にして立ち、他は螺髪にして左手掌を前にして指頭を垂れ、右手掌を前にして指頭を上部に向はしめ、起立の態にあり、兩者共にその天衣の端及び襞の形狀は誠實なる左右均勢を示し、殊に前者は其體頗る扁平なり、其作風は甚だ簡古素樸にして、かの有名なる帝室御物四十八體の金銅佛と其形式を等しくするものあり、三韓の形式を傳へて成りし所謂推古式佛像の特徴を備ふるものと云ふべし。



第三　乾漆佛頭及木彫菩薩面　作者不詳

佛頭　乾漆　高四寸五分

菩薩面　木彫　高一尺二寸五分

此佛頭は其製乾漆にして、其殘存する所、僅かに面部に過ぎずと雖も、略ぼその作風を窺ふに足るものあり、其面貌の圓滿豐麗にして、其作風の健實なる、所謂天平の盛時を想起せしむるものゝ如し、蓋し乾漆法は此時代に於て最も善く發展したるものにして、此斷片の如き恐らく當時の製を攷ふる上に參考となすに足るものなるべし、次に木彫菩薩面は佛會朝會等に催されし伎樂に用ひられたるものなり、其表情は優雅溫籍にして、彫法も亦精妙の域を示せり、わが上代に於ける假面の優秀なる例品となすべし。





第四　地藏菩薩像　作者不詳

木彫著色　高、光背臺座共四尺七寸五分

地藏菩薩の崇拜は、平安時代及び夫れ以前に於て無かりしにはあらざるも、その一般尊信の愈、盛んとなりしは、鎌倉時代より以降の事に屬するが如し、此菩薩の形像には種々ありて一樣ならざるも、尤も多く世に行はるゝ所は、聲聞形にして、左手に寶珠を持し、右手に錫杖を執るものなり、此像は卽ち此形式にありて、蓮華上に端座せり、而して光背には五個の聲聞形の座像あり、又甚だ麗美なる模樣を畫けり、其彫法は頗る雄勁にして、衣紋の襞を始め、細部に於ては、殊に實寫の効果を收むると共に、面貌は超邁にして而かも能く慈悲の相を現ぜり、其作者に就きては何等の傳說なしと雖も、其彫法によりて鎌倉初期の作と品定すべきものゝ如く、當代に於ける彫刻の一標範に數ふべきものならん。

彫刻の一種類に數ふべきものなるべし

せしも鑿も其原型によりて鎌倉初期の作と認定すべきものゝ如く當代に於ける

に面貌は稍溫和にして而かも強き表情の相を現せり其作者に就きては同家の傳說

說は[illegible]にして[illegible]の[illegible]に於ては[illegible]の效果を收むるに非

ず而して光背には個の發願者の肖像あり又其左に顯著なる[illegible]を畫がけり其

實を持し右手に錫杖を執るものなり此像は動的なる姿態にありて畫事上に[illegible]

に於ては稀なるもの一種なるものとも尤も多く世に行はるゝ所は[illegible]にして之

[illegible]信の畫と讃へられなりしは鎌倉時代より以降の事に屬するが如し此菩薩の形像

垂迹菩薩の崇拜は平安時代及び夫れ以前に於て無かりしにはあらざるも其の一

木彫著色　高光背臺座共四尺七寸五分

第四　[illegible]菩薩像　作者不詳



第五　大日如來像　作者不詳

乾漆　高、光背臺座共五尺一寸

大日如來は密教の根本教主にして、梵音には摩訶毘盧遮那怛他誐多と云ひ、大遍照如來と譯し、又大日如來と翻す、此像は寶冠を戴きて蓮華上に座し、左手は膝上に仰け、右手は其上に仰けて大指頭を拄ふる狀にあり、卽ちその法界定印にあるを知るべく、またその胎藏界の大日如來なる事を認むべし、其相貌靜寂圓滿にして、天衣の作法の如きは典型的の弊を示さず、其作者に至つては何等傳ふる所なきも、鎌倉末葉より足利初期に於ける作品と品定すべきものゝ如し。



第六　廣目天及持國天像　傳運慶作　四天王之內

木彫彩色

廣目天像　高、光背臺共二尺七分

持國天像　高、光背臺共二尺二分

四天王とは持國、廣目、增長、毘沙門の諸天を云ひ、敎法守護の神にして、四方の守衞に任じ、各位すべき本方あり、卽ち持國天は東方に、廣目天は西方に、增長天は南方に、毘沙門天は北方に位して、夫れぞれ其方位を守護す、此二像は次の毘沙門增長の二天と合せて四天王を成すものにて、四天共に惡鬼を踏みて起てること、普通の形式なりとす、其作風は稍重厚の趣を有し、表面には鮮麗なる著彩あり、其作者は傳へて運慶となす、運慶は備中法印と號し、法眼康慶の男にして、その鎌倉初期の名匠なる事は、何人も知る所なり。

は何人も知る所なり。

是も亦す證塵は篇中法門を開し說明樹葉の裡にして其の體會西面の教[illegible]なる[illegible]りよて其行量は精實厚の感を有し裏面には精麗なる書體あり其作者は傳へて[illegible]と合せて四天王を成すものにて四天共に惡鬼を踏みて立てること普通の形なり多門天は北方に位して天は其北方教を守護す其二像は夫の[illegible]門[illegible]の二つ任じ各依すべき本方あり即ち持國天は東方に廣目天は西方に增長天は南方に住四天王とは持國廣目增長毘沙門の諸天を云ひ夜叉羅刹の輩に對して其方の守護に

持國天像　高光背臺共二尺二分

廣目天像　高光背臺共二尺七分

木彫彩色

第六　廣目天及持國天像　林奉慶作　四天王之內




第七　毘沙門天及增長天像　傳運慶作　四天王之內

木彫彩色

毘沙門天像　高光背臺共二尺一寸四分

增長天像　高光背臺共二尺二分




第八　大日如來像　作者不詳

乾漆　高一尺一寸二分

この大日如來は寶冠を戴きて端座し、其左手は膝上に置きて掌を上方に向はしめ右手を其上に置きて、また仰け、大指頭を拄ふる狀にあり、之れによりて其法界定印を結べる事を知るべく、また此尊像の胎藏界に於ける大日如來たることを認むべし、其製は乾漆にして、其體天衣を以て兩肩を被へるを見るべく、其面貌の端正にして豐滿なるは、この如來の甚深廣大なる徳を表示するに適するものなるべし、其作者は明かならず、若し其作風より察すれば足利期に於ける特徵を有すと云ふを得べきが如し。



第九　文殊菩薩像　作者不詳

木彫　高一尺三寸八分

文殊菩薩は智慧最勝の尊にして、支那に於て盛に崇拜せられたるが、我國に於ても亦大に尊信せられたり、從つて其尊像を畫き、若くば造刻する事も行はれたりしが、そは殊に藤原末期より鎌倉時代に亙りて盛行せしが如し、此彫刻は此尊が蓮華に座し、獅子の背上に在る狀にして、頭には寶玉を鏤めたる天冠を戴き、右手には利劍を按し、左手には蓮華上に經卷あるを持す、其面相は聰敏の表情をなして、此尊の資性に適するものゝ如く、尊像の作法の如きは甚だ謹嚴の趣あるも、獅子の彫法に至つては頗る粗樸磊落なり、其作者に就いては何等の所傳なきも、恐らく足利初期の作なるべし。





第十　阿彌陀如來像　作者不詳

木彫　高、臺座共九五分

觀世音菩薩像　作者不詳

木彫　高、光背臺座共一尺五寸五分

此阿彌陀像は蓮華上に立ちて、左右の二手は上品下生の印を結べり、其狀貌端正にして、能く慈悲の相を現はせり、又觀世音菩薩の尊像は蓮華上に立ちて、端然と正面し、左手は胸邊に置きて蓮華を持つの勢をなし、右手は掌を外方に向け、指頭を上方にして、右胸の邊に置けり、頭上には寶冠を戴き、光背は舟形にして、その他纏衣を始め細部には裝飾的模樣の細巧なるものあり、兩者共に其彫法細部に於て間、工夫を凝らせる點あり、その作者に就いては何等の所傳なし、但だその造刻の風致より察すれば、足利期の作となすを妥當とすべきものゝ如し。

すの後足利期の作となすを妥當とすべきもの〻如し。
斯くなる點より之の作者に就いては何等の明證なく、而かも畫風の筆致より察る細部には線描的線道の細巧なるものあり、兩者共に其趣を細部に於て同工夫をにして、衣紋の線に至りては頭上には寶冠を戴き、光背は舟形にしてその他纓絡を描し、左手は胸前に當りて蓮華を持ちつゝ臂を立て、右手は掌を外方に向け指頭を上方くして膝下蓮臺の相を現はし、又觀世音菩薩の筆意は畫筆上に見らる〻點は主に此の兩者相關連は畫筆上に見らるゝ、又右の二手は上品下生の印を結べり、其の形態細筆に

木彫　高光背臺座共一尺五寸五分

觀世音菩薩像　作者不詳

木彫　高臺座共九寸分

第十　阿彌陀如來像　作者不詳





第十一　阿彌陀三尊像　傳快慶作

木彫

中尊阿彌陀如來像　高、光背臺座共五尺三分

左右觀音勢至像　各高、光背臺座共三尺八寸五分

繪畫に於ては淨土敎思想の蔚興に伴ひて平安時代の中期以後阿彌陀如來を中央に、左右には觀音、勢至の侍する像を畫く事行はれしが、彫刻に於ても亦此三尊の像を造刻する事漸く繁くなれり、殊に淨土宗の開立せられて以後、此種の彫刻は愈〻多數に現はれ來れり、此三尊の木像の如きは卽ちその一例に數ふべし、中尊は蓮華上に立ちて上品下生の印を結び、左右の二菩薩共に起立の態に於て蓮華上にあり、作者は傳へて快慶となす、快慶は佛師康慶の弟子にして法號を安阿彌と云ひ、鎌倉初半期に於ける名匠なるは遍く人の知る所なり。



第十二　仁王尊像　作者不詳

木彫　各高一尺七寸二分

仁王尊とは相向と不可越との二尊にして、或は阿と吽とに分ち、密跡金剛、密跡力士、或は執金剛、那羅延金剛とも云ひて、寺門の左右に立ちて寺院を守護する尊なり、卽ち左方にあるは相向守護にて、右方に立てるは不可越守護とす、此像は其高さ僅かに二尺に滿たざる彫刻にして、其作者は何人なりや明かならず、蓋し此兩像は作家がある大作に先ちて作り試みたる原型なるが如し、其彫法は樸素を離れ、寧ろ細巧の域に進めるものと云ふべく、其局所に於ては特に實寫的努力の見るべきものあり、其製作年代は足利期を上らざるべしと雖も、作家の手腕の凡庸ならざる事に至ては推想するに難からざるべし。



第十三　百歳小町像　作者不詳

木彫　高六寸五分

小野小町は其出自する所明かならず、或は參議篁の孫なりと云ひ、父は出羽守良貞と云へり、小町絶世の姿ありて和歌に巧なりしが、後世種々の傳說を生じ、小町年老いて道路に乞食すと傳ふるに至れり、而して小町を繪畫の題材とする事は頗る古くより行はれしが如く、東鑑建暦二年十一月八日於御所有繪合之儀云々の條に廣元朝臣獻覽繪者圖小野小町一期盛衰事とあり、其後傳說は傳說を生みて謠曲の類に見るが如き多樣の說話を生ずるに至れるなるべし、此像は小町が老年に至りて零落したりと云へる說話に基きて作られしものにして、其彫法は甚だ實寫的に精巧を競はんとするものあり、作者の何人なるかは今ま知るに由なきも、その製作年代は恐らく德川の中期なるべし。



第十四　赤鬼木像　佐脇朝運作

木彫彩色　高一尺四寸八分

此赤鬼像は、木彫にて、其表面には彩色あり、置物の目的を以て作られたるものなり、其筥蓋の表面には出目洞雲庸隆の天明七丁未八月吉日の書記ありて『木地佛師佐脇朝運、右形好上削彩色、深尾隆紀』と云ひ、孤峰不白また筥蓋の裡面に同意味の書記をなせり、卽ち之れに依りて其木地は佛師佐脇朝運の作る所にて、其彩色は深尾隆紀之を試み、其形も亦彼れの好みと傳へらるゝものなるを知るべし、然るに朝運隆紀共にその閲歴詳かならず、今ま此彫像の作法を見るに、頗る素樸にして、刀法の如き甚だ放膽なるものあり、一種の假面彫刻に見るが如き趣致を有す、蓋し近世に於ける佛像以外なる彫刻の一作例となすべし。

る佛像以外なる彫刻の一作例となすべし。

甚だ放膽なるものあり、一種の假面彫刻に見るが如き趣致を有す、蓋し近世に於ける其にその關係詳かならず、今ま此彫像の作法を見るに頗る素樸にして刀法の如き之を試み其形も亦敢れの有りし個所もあるものなるを知るべし、諸るに鎌倉[illegible]紀なきの明も之れに據りて其木地は佛師法眼朝運の作る所にして其彩色は繪師[illegible]紀朝運右京并上野殿像と云ふ施主不白また當番の裏面に同意味の書記す其背蓋の表面には出口兩宮神職の奈良明七未年八月吉日の書記ありて木地佛師法眼

此赤鬼像は木彫にして其表面には彩色あり、置物の目的を以て作られたるものなり。

木彫彩色　高一尺四寸八分

第十四　赤鬼木像　法眼朝運作



第十五　能樂面

姥　日氷作
長七寸三分

邯鄲男　春若作
長六寸五分

九十賀　千種作
長七寸

小癋見　赤鶴作
長六寸二分

中將　出目洞水作
長七寸三分

三日月　德若作
長七寸

足利時代より以降能樂の盛行に伴ひて、之れに用ふべき假面製作の事も亦盛んとなり、遂には一家の專業となるに至れり、足利期以後桃山時代を經て德川時代に亙り、所謂能面の製作は益盛んにして、斯道に名ある作家また澎々として輩出せり、此六個の面中、姥は出目榮滿が二代日氷の作と品定したるものなり、弘安の頃に方り日氷宗忠と云へる者、石川龍右衞門、重政等と時を同じうして現はれ、越中國日氷郡に住し假面工として名を得たりと傳へらる、されど世に日氷、龍右衞門等の作と稱する能面は、槪して足利時代の作なり、宗忠の後と見るべき二代目日氷は、如上の傳說に從へば、鎌倉末期か南北朝の作者ならんも、此面はそれよりも時代の降るものとなすべきが如し、次に邯鄲男は出目右滿が春若の作と品鑑せしものに係る、春若は德若の甥にして丹波守と云ひ、應永頃の人にして、足利期に於ける假面彫刻の名工として知られ、後世六作の一人に數へらる、九十賀は千種の作と云ふ、千種は假面の外、鍔、皷の胴を作る等種々なる彫刻に秀でたり、足利中期の人にして所謂六作の一なり、小癋見は出目右滿が赤鶴の作と品定せしものにして、弘安の頃、赤鶴吉成一透齋と云へる者あり、越前國大野の人と云ひ、或は神太夫と呼べりと云へり、然るに世に赤鶴作と稱するもの、何れも足利期の作にして、此面も亦當期の作なるが如し、次に中將は喜多健忘齋が鑑して出目洞水の作となせしものとす、洞水は所謂大野出目の系統に屬する人にして、洞白滿喬の子なり、滿矩又は滿昆と云ひ、初め名を木工之助と呼び、享保十四年六十九歲にして歿せし人なり、次に三日月は出目壽滿が德若の作と品定せしものとす德若は忠政と云ひ、永和の頃、鎌倉に住せりと傳ふ、世に德若と稱するもの往々存するも、多く足利期の作なる事、龍右衞門、赤鶴日氷等に於けるが如し、此面も亦彼等と其趣を一にす。

る喜藏右衛門赤繪日本に於けるが如し此面も赤繪等と其趣を一にす。

は悲政と云ひ永和の同鎌倉に住せりと稱し世に競作と稱するもの此作有するもの多く是利休の作な

[illegible]十四年六十九歲にして歿せし人なり次に三日月は[illegible]日置[illegible]が德作の作と品定せしもの[illegible]を藤若

[illegible]出目の系統に屬するものにして[illegible]は[illegible]の[illegible]を名て遠江之[illegible]大

[illegible]の作はあらず[illegible]中に[illegible]日本の作[illegible]

作頭は夢土夫と呼へりと云へり然して世に赤繪作と稱するもの何れも是利休の作にして此面も赤

繪が赤繪の作と品定せしものにして既に赤繪吉原一藏と云へる者あり遠前國大野の人と云

[illegible]國の名工として知られ後世六作の一人に數へらる[illegible]

なる作を品鑑せしもの[illegible]諸作は[illegible]

の作者なる人も此面は[illegible]

[illegible]

日本國に往し[illegible]工として[illegible]

しの名あるも近世の窯工と[illegible]日本の[illegible]

[illegible]

正保三年
小嶋　田村權右衛門
享保十
九十翁　千藏作
延寶十三年
[illegible]　日本作

元祿十
三日月　德若
元祿十三年
小嶋見　赤繪吉
元祿十五年
[illegible]　赤繪吉

第十五　[illegible]



第十六　能樂面及狂言面

童子　兒玉近江作　長七寸三分
瘦男　井關備中椽作　長七寸
三光　井關河內作　長六寸八分
志加美　增阿彌久次作　長七寸一分
曲見　若狹作　長七寸三分
白藏主　宮田筑後作　長六寸

此六個の假面の中、童子は喜多健忘齋が兒玉近江の作と鑑せしものなり、兒玉近江は名を萬昌と呼び、初め名は左源太、出目滿永の養子となりて出目と號せしも、後分離して兒玉と云へり、初め江戶に住せしも、後京に移り住み、寶永元年九十四歲にて歿せり、次に瘦男また喜多健忘齋の井關備中椽と品定せしものなり、井關氏は世々近江國海津に住し、上總介親信より次郞左衞を經て備中椽に至る三代は、殊に能面工として名を博し、之を近江井關と云へり、備中椽の歿年明かならざるも、寬永頃の人なるべし、三光また健忘齋の品定して井關河內の作となすものなり、河內大椽家重は備中椽の子にして、初め近江國に住せしも、後去つて江戶に來る、近世假面工の大手と稱せらる、正保年間に歿せり、次の志加美も亦健忘齋の增阿彌久次の作となす所なり、久次は京都に住し、永和頃の人と云ひ、足利義滿の同朋なりと傳ふ、曲見は天下一若狹守の銘あり、若狹守は山城國醍醐角之坊の住僧にして、光盛法印と云ひ、桃山期に於ける作家として知らる、次の白藏主は狂言に用ゐる假面にて、宮田筑後の印あり、宮田筑後は兒玉近江の弟子にて京都に住せり、寶永頃に於ける有數の假面工なり。



第十七　浦島蒔繪手筥　作者不詳

梨子地　竪九寸八分　横七寸五分　高五寸

此蒔繪手筥は、その蓋の裡面に浦島が手筥を執りて海濱に在る狀を圖し、之れに對して其一方には、龜の蓬萊山を背にして海に浮び、仙鶴の其間に飛翔する狀を表はせり、因りて之を浦島手筥と呼べり、筥の外面は之れに因みて鈖鎦にて龜甲花菱の模樣を出だし、錫を以て置口を作れり、其作法及び模樣の風致は、現に伊豆國三島神社に藏せられ、平政子の愛用したりと傳へらるゝ蒔繪櫛笥と頗る相似て更に古雅なるものあり、若しかの櫛笥が鎌倉初期の蒔繪と品定せらるべくんば、此手筥も亦此頃を降らざるものとなすべし、蓋し本邦現存の古き蒔繪中有數の品たる事は何人も異議なき所なるべし。



第十八　浦島蒔繪手筥　作者不詳

梨子地　竪九寸八分　横七寸五分　高五寸





第十九　長生殿蒔繪手筥　作者不詳

梨子地　竪一尺　横七寸八分　高四寸六分

此蒔繪手筥はその蓋の表面に柳葉梅花を圖し、之れに配するに小禽を以てし、長生殿の文字を葦手書とせり、その長生殿手筥と呼ぶは之れに因るなり、蓋裡にはまた綠柳紅梅を表はし、筥の側面には薄菊花等秋草の亂れたるに蝶の飛ぶ樣を描けり、長生殿は唐の玄宗皇帝の宮殿の名にして、之れに基きて意匠せる蒔繪は世間に往々存す、その尤も古きものゝ一として知らるゝは尾州德川家に藏する長生殿手筥にして鎌倉末期のものと稱せらる、彼れに比すれば、是は其圖樣の較、簡樸なるものあるが如く、彼れと共に長生殿に基きて意匠せる蒔繪中の古きものゝ一に數ふべし。

し。

あるが如く彼れと共に長生殿に基きて意匠せる蒔繪中の古きものゝ一に數ふべ
にして鎌倉末期のものと稱せらる。彼れに比すれば、是は其圖樣の較簡樸なるもの
を作すその尤も古きものゝ一として知らるゝは尾州徳川家に藏する長生殿手筥
是れ驪山の太宗皇帝の宮殿の名にして之に基きて意匠せる蒔繪は世間に往
々其趣を表はし殿の圖面には樓閣花草木の類を配し其殿に土坡手摺り。
殿の文字を蒔き手書しせりその長生殿手筥と呼ぶは之れに因るなり蒔繪には又
此蒔繪手法は其の當時の表面に描置せる花の圖なるも之に酷似するに由る事を以て之を證せり

縦千寸　横一尺　高七寸八分　面四寸六分

第十九　長生殿蒔繪手筥　作者不詳







第二十　桐花蒔繪硯筥　作者不詳

梨子地　竪八寸三分　横七寸七分　高二寸

此硯筥の表面は鈖溜にて桐花の模樣を現はし、而して蓋裡及び筥の內部には數株の菊を圖せり、其模樣の作風は純粹なる國風畫の趣致を有して稍〻細巧ならんとする風なきにあらざるも、而かも尙ほ古樸なる趣を存せり、其作者は固より之を知るに由なしと雖も、その製作年代は桃山時代に少しく前だてるが如く、恐らく足利の下半期に屬するものなるべし。

第二十　桐花蒔繪硯筥　作者不詳

寸法　竪八寸三分　横七寸七分　高二寸

此硯筥の表面は梨地にして桐花の模樣を現はし而して蓋裏及び筥の内部には數株の萩を圖せり其模樣の作風は純粹なる同風畫の趣致を有して精細巧妙に入れる風なきにあらざれども何れも古樸なる匣を存せり其作者に關しては之を知るに由なしと雖も其の製作年代は桃山時代に遡りて流行せるが如く恐らく足利の下半期に屬するものなるべし。





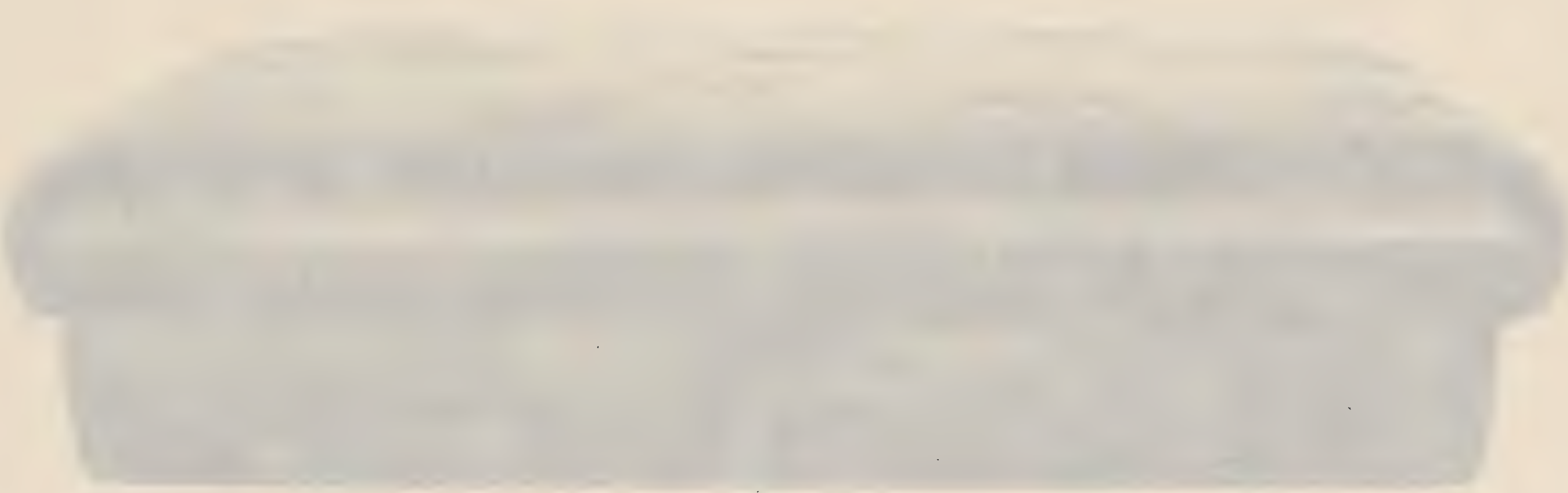




第二十一　桐花紋料紙文庫　作者不詳

黒地　竪一尺二寸　横一尺一寸一分　高二寸七分

此料紙文庫は黒漆を塗り、其表面に散らす所の桐花紋は、金屬の製にして渡金なり、傳へて云ふ、此文庫は豐太閤が平生座右に具へたるものゝ一なりと、其傳説の眞否未だ明かならずと雖も、其桐花紋の如きは後世のものとは少しく其形式を異にし、稍古雅なる風調を帶ぶ、其製作年代より云へば如上の傳説また遽かに斥け難きものゝ如く、恐らく桃山時代に於ける美術的工藝品の一標範となすに足るものなるべし。






第二十二　香道具匣　傳本阿彌光悦作

香道具匣　竪九寸六分　横七寸四分　高五寸三分

香爐四個　重香匣二個　各高三寸二分　直徑二寸五分

此香道具匣は唐桑の材にて作り、其外部はすべて精巧なる蔦唐草の模様を表はせり、その蓋裡及び附屬長盆には山上楓樹を蒔繪し、殊に蓋裡には銀の描金をなす、附屬の香爐四個には丁字唐草、沙綾形、千網、菊花の模様ありて、別に二個の重香匣もまた楓樹、梅花の模様を圖し、火筋立には蒔繪の火筋を具へたり、其作者は傳へて本阿彌光悦となす、光悦は本阿彌家八代光二の長子にして徳友齋又大虚菴と號す、その家世、刀劒の鑑定、淨拭、磨礪を業とせり、光悦はもと狩野風を學び後土佐風を交へて一派の畫風を成せり、かの光琳の如きは實に光悦の後を繼承して起れる者なり、光悦茶事を能くし、また書に巧みにして、近衛信尹、松花堂昭乘と合せて寛永三筆の稱あり、別に蒔繪陶器を製し、屢、卓抜なる意匠と精妙なる技法とによりて世人を驚かせり、晩年徳川家康より洛北鷹ケ峯を賜はり、一菴を結びて玆に閑居せしが、寛永十四年十二月三日、七十歳にして歿せり。

四年十二月三日八十歳にして歿せり。

なり、慶長中徳川家康より洛北鷹ヶ峰の地を賜はり、一族を率ゐて茲に閑居せしが寛永十

あり、同じく書道、陶器を善くし、蒔繪を描き、精妙なる技は世に知られたり。又能く

悦茶事を能くし、また書に巧みにして、近衛信尹、松花堂昭乘と合せて寛永三筆の稱

一派の畫風を成せり、かの光琳の如きは實に光悦の後を繼承して起れる者なり。光

悦は世々刀劍の鑑定、研磨、淨拭を業とせり。光悦はもと狩野風を學び、往土佐風を交へて

畫く。光悦は本阿彌光二の長子にして、幼名次郎三郎、又太虚庵と號す。

に鳳凰樹下の梅花模様を顯はし、内部には蒔繪の火焔を描きへたる文字作者に傳へて本阿

彌の香道具の内部には下千鳥蒔繪を以て描ける千鳥の模様あり、又別に二個の直香匣あ

り、その蓋裏及び附屬具並には山上蒔繪を施し、殊に蓋裏には銀の鎺金をなす、附

此香道具匣は唐桑の材にて作り、其外部はすべて精巧なる蒔繪の模様を表はせ

香爐四個　直香匣二個　各高三寸二分　直徑二寸五分

香道具匣　縱九寸六分　橫七寸四分　高五寸三分

第二十二　香道具匣　傳本阿彌光悦作



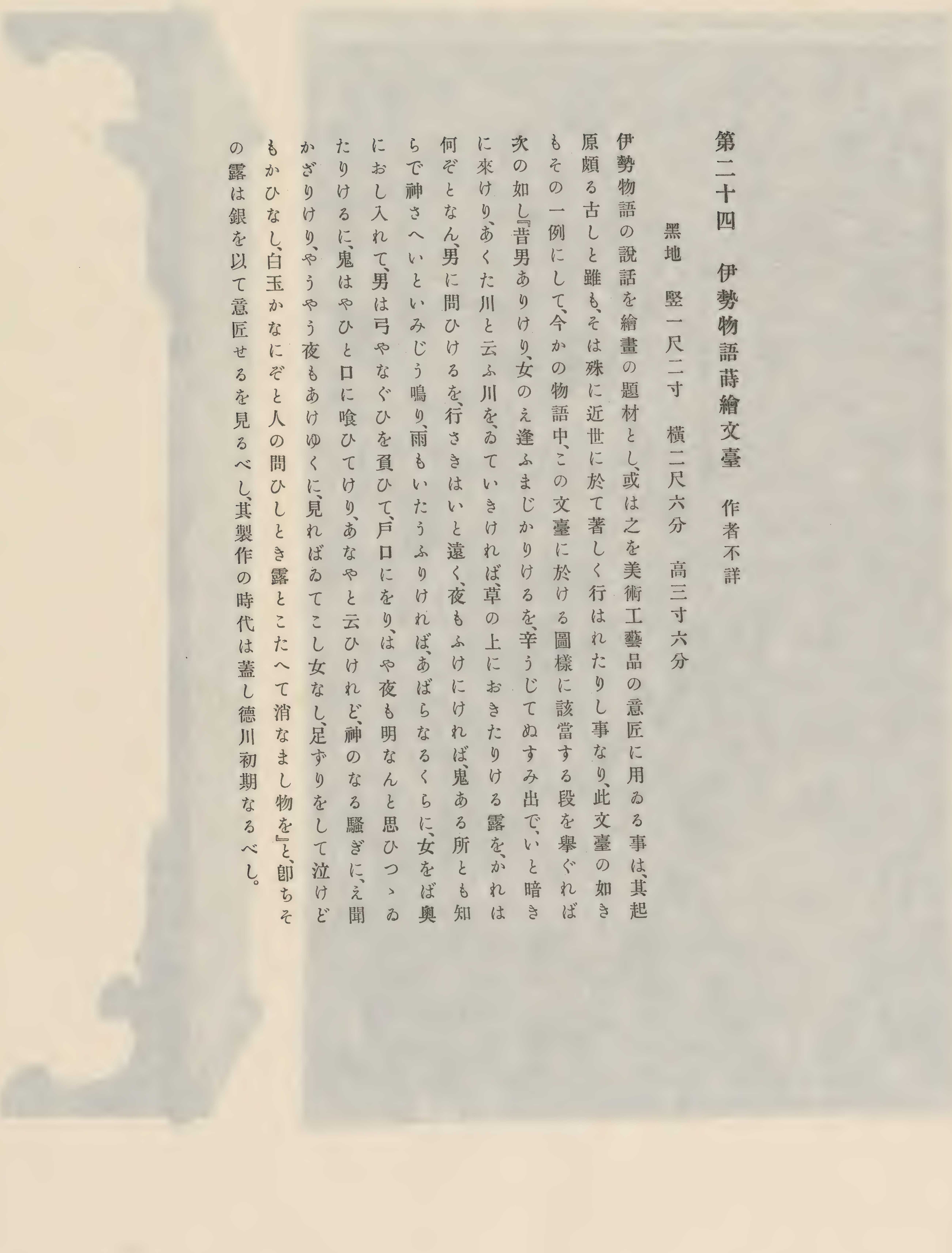
第二十三　松梅蒔繪冠棚　作者不詳

黑地　竪一尺四分　横二尺三分　高一尺六寸

此冠棚は黑地蒔繪にて、その模様には松梅を配合せり、其模様の性質は較、直線的にして足利期以來盛行し來れる漢畫の手法を想起せしむるものあり、其風致簡樸にして、細部の金具には野菊の模様あり、又棚の四隅に近く裝飾用の總を垂るべき金具を有す、其作者は今ま之を知るに由なしと雖も、其製作年代は德川の初期を降らざるものなるべし。



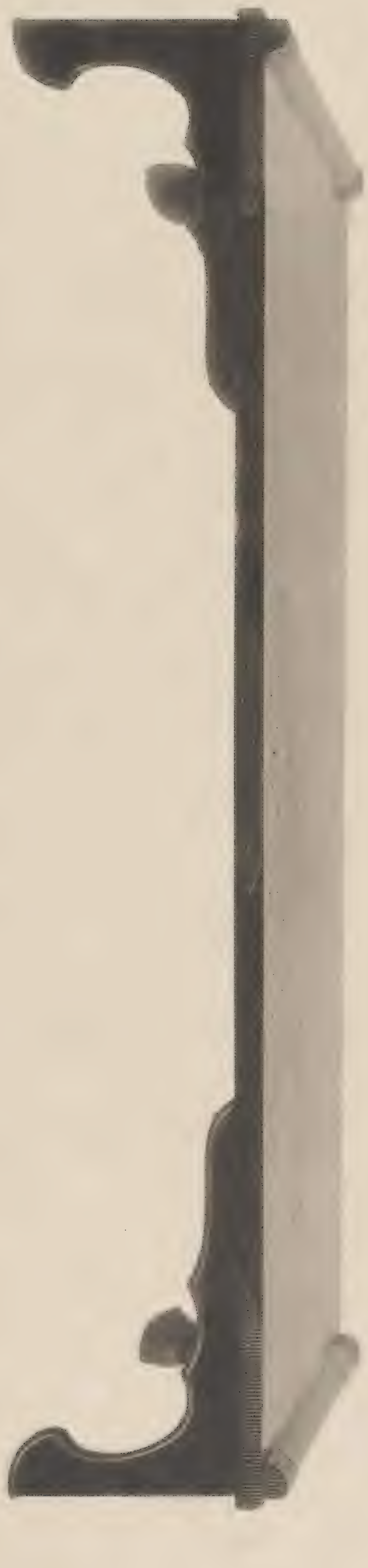




第二十四　伊勢物語蒔繪文臺　作者不詳

黑地　竪一尺二寸　横二尺六分　高三寸六分

伊勢物語の說話を繪畫の題材とし、或は之を美術工藝品の意匠に用ゐる事は、其起原頗る古しと雖も、そは殊に近世に於て著しく行はれたりし事なり、此文臺の如きもその一例にして、今かの物語中、この文臺に於ける圖様に該當する段を擧ぐれば次の如し『昔男ありけり、女のえ逢ふまじかりけるを、辛うじてぬすみ出で、いと暗きに來けり、あくた川と云ふ川を、ゐていきければ、草の上におきたりける露を、かれは何ぞとなん、男に問ひけるを、行さきはいと遠く、夜もふけにければ、鬼ある所とも知らで神さへいといみじう鳴り、雨もいたうふりければ、あばらなるくらに、女をば奥におし入れて、男は弓やなぐひを負ひて、戸口にをり、はや夜も明なんと思ひつゝゐたりけるに、鬼はやひと口に喰ひてけり、あなやと云ひけれど、神のなる騷ぎに、え聞かざりけり、やうやう夜もあけゆくに、見ればゐてこし女なし、足ずりをして泣けどもかひなし、白玉かなにぞと人の問ひしとき露とこたへて消なまし物を』と、卽ちその露は銀を以て意匠せるを見るべし、其製作の時代は蓋し德川初期なるべし。





第二十五　櫻蔓草蒔繪刀掛　作者不詳

梨子地　横一尺九寸六分　高一尺二寸

美術工藝の發達に伴ひ、わが近世に於ては文臺、硯筥、書棚の類に於て精美を競はんとする外、武人の日用調度を麗美にする事も亦行はれたり、此刀掛の如きは卽ちその一例にして、是は梨子地に櫻蔓草の模樣を表はせり、細部の金具は銀にして細巧なる模樣を刻す、其意匠はすべて古雅なる趣致を有するも、其製作年代は恐らく德川の初期なるべし。



第二十六　槇葉椿花蒔繪硯筥　傳尾形光琳作

鈖溜　竪八寸五分　横七寸六分　高二寸二分

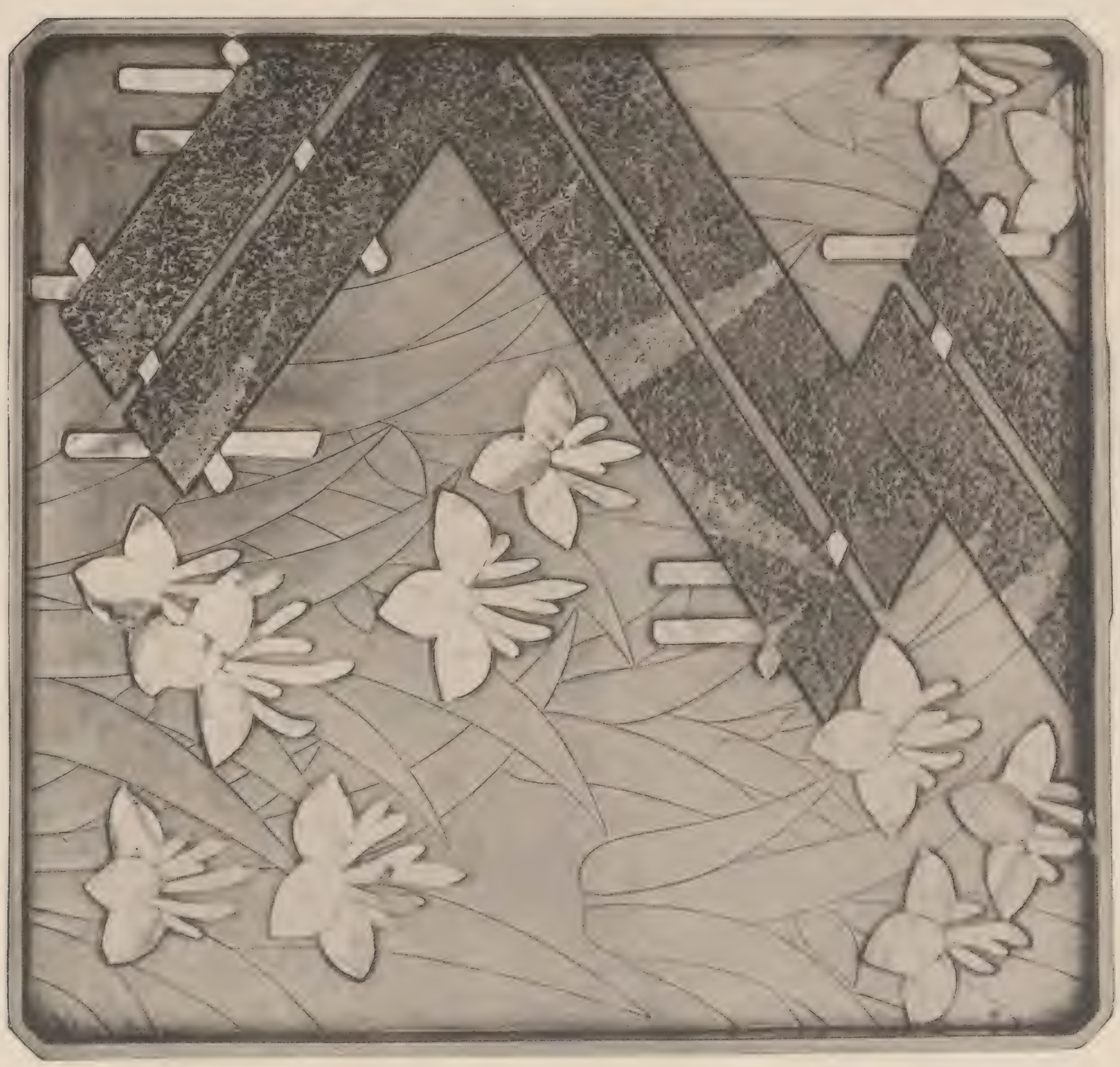
此硯筥はその蓋槇葉と椿花とを配合し、椿花は貝を以てし、槇葉は鈖溜にて表はし枝には鉛を嵌入せり、蓋の裡面及び筥の内面は八橋を意匠せるものにして、橋板に鉛を嵌入し、杜若の花には貝を用ひたり、是はもと松平出羽守の寶庫にありしを、維新の際家臣某に賜はりしものと傳へ、作者は尾形光琳と稱せらる、光琳は通稱を雁金屋藤三郎と云ひ、其名を方祝、又は道崇と呼べり、光琳はその號にして別に長江軒、青々堂、伊亮、寂明、澗聲等の號あり、初め畫を狩野安信に學びしも、後光悅宗達等に私淑して遂に所謂光琳派を大成するに至れり、畫事によりて法橋に叙せられ、享保元年五十二歳(或は五十六歳)にして歿せり、彼れは蒔繪に長じ、其卓拔なる意匠によりて屢〻人を驚かせり、後の工人彼れが意想を學ぶ者尠からずと雖も、何れも彼れに及ぶ能はずと云ふ。



第二十七　槇葉椿花蒔繪硯筥　傳尾形光琳作

鈖溜　竪八寸五分　橫七寸六分　高二寸二分

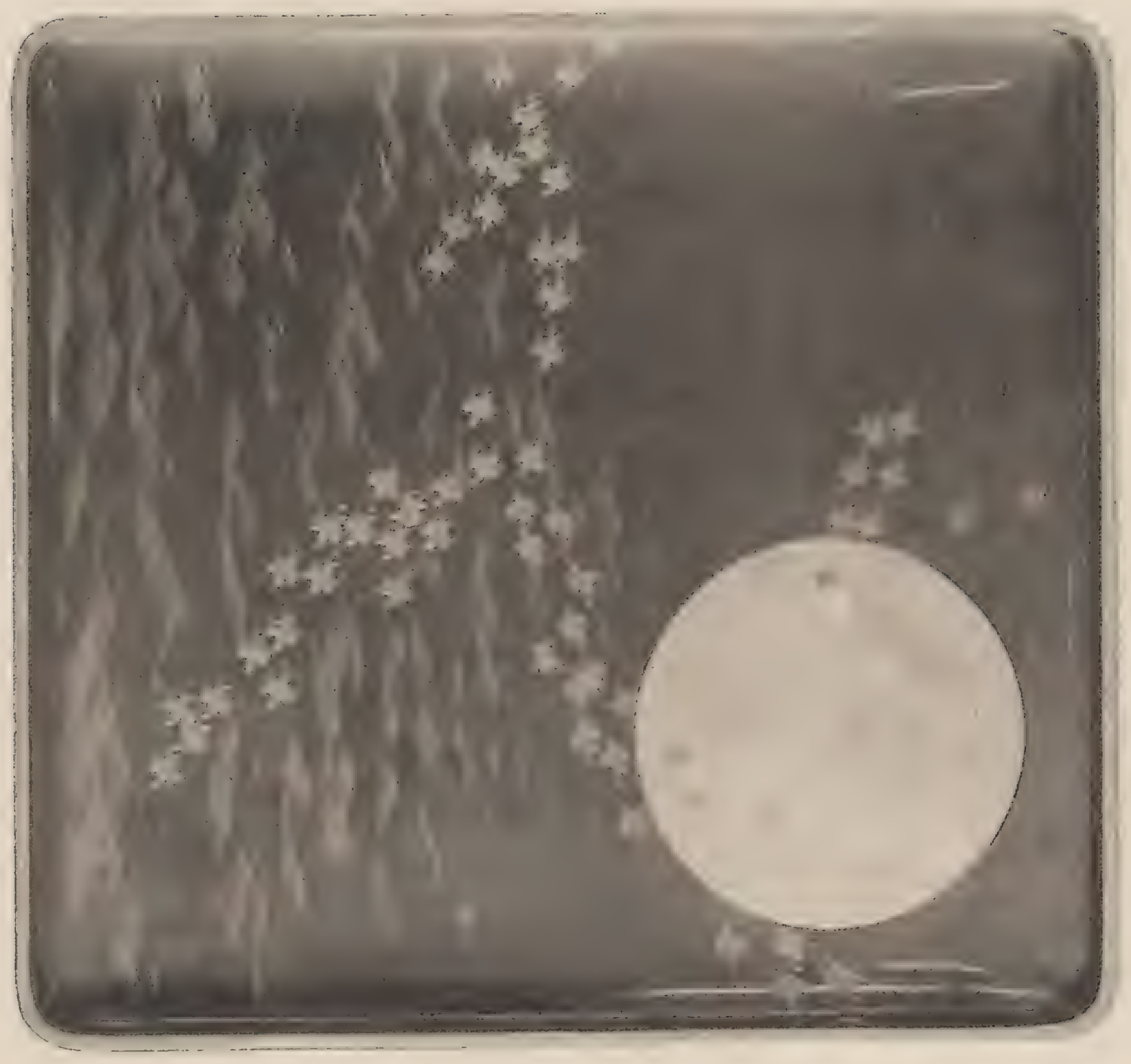




第二十八　玉川蒔繪硯筥　傳山本春正作

黑地　竪七寸四分　横七寸　高一寸四分

是は紗張塗にて、蓋の表面は銀鑢粉の研出なり、而して其意匠は流れに山吹の咲亂れたるを配して井出の玉川を現はせるものなり、蓋裏は黑地に月と千鳥とを描きて陸奧の玉川の意を表はし、月は銀を嵌入し、波は金の研出にて、千鳥は平繪の毛打なり、作者は傳へて春正となす、春正は山本を氏とし、通稱を次郎三郎と云ひ、父を俊正と呼べり、春正はじめ木下勝俊の門に入りて和歌を學び、斯道の蘊奧を極む、又伊藤仁齋を友とし漢籍にも通ぜしが、殊に髹漆を巧みにして、遂に蒔繪師として名聲を博す、晩年剃髮して法橋に敍せられ、舟木と號し、天和二年九月八日年七十三にして歿せり、其子景正、氏を春正と改めて蒔繪を業とし、五代正令の時、京を去つて尾張名古屋に移住せり、是は初代の作なるが如く、蓋の表面には「絕ぬ」の文字を現はせるが、文字は中御門資煕卿の筆にして、後藤演乘の作る所と傳ふ、何れも春正と時代を等しくす、次の第二十九圖色紙蒔繪硯筥も亦春正の作と傳ふるものにして、設令初代春正の作たる確證を得ずと雖も、春正一派の作たるを疑はざるべし。





第二十九　色紙蒔繪硯筥　傳山本春正作

黑地　竪七寸一分　横六寸六分　高一寸五分





第三十　業平東下鐵刀木象嵌硯筥　作者不詳

鐵刀木　竪八寸　横七寸三分　高一寸八分

此硯筥の蓋の面は鐵刀木に業平東下の圖を象嵌となし、蓋裏及び筥の內部は平目梨子地に鹽釜の景を表はせり、傳へ云ふ、伊達綱宗曾て事によりて深く閉居せし時、欝を遣らんが爲めに自ら此象嵌を試み、此筥を製せるなりと、其傳說の是非を知らずと雖も、其表面に於ける象嵌の圖樣の如きは、稍、樸素なり、內部に於ける鹽釜の圖に至つては、高雅の趣ありて、寧ろ作者手腕の凡ならざるを想はしむるものあり。







第三十一　和歌浦蒔繪料紙文庫　作者不詳

梨子地　竪一尺三寸六分　横一尺六分　高四寸八分

此蒔繪料紙文庫は、蓋の表面梨子地に和歌浦の景を表はし、裏面には秋草の咲き亂れたるを描けり、別に之れに硯筥を添えたり、第三十二圖は卽ち之れにして、その蓋の表面には和歌浦を圖し、又其蓋裏は所謂詰梨子地にして、秋草の咲き亂れたる樣を表はせり、其作者に就ては何等の所傳なく、果して何人の作なりや遽かに斷じ難し、但だ其製作の年代に至つては恐らく德川の中期なるべし。







第三十二　和歌浦蒔繪硯筥　作者不詳

梨子地　竪九寸八分　横九寸　高一寸六分







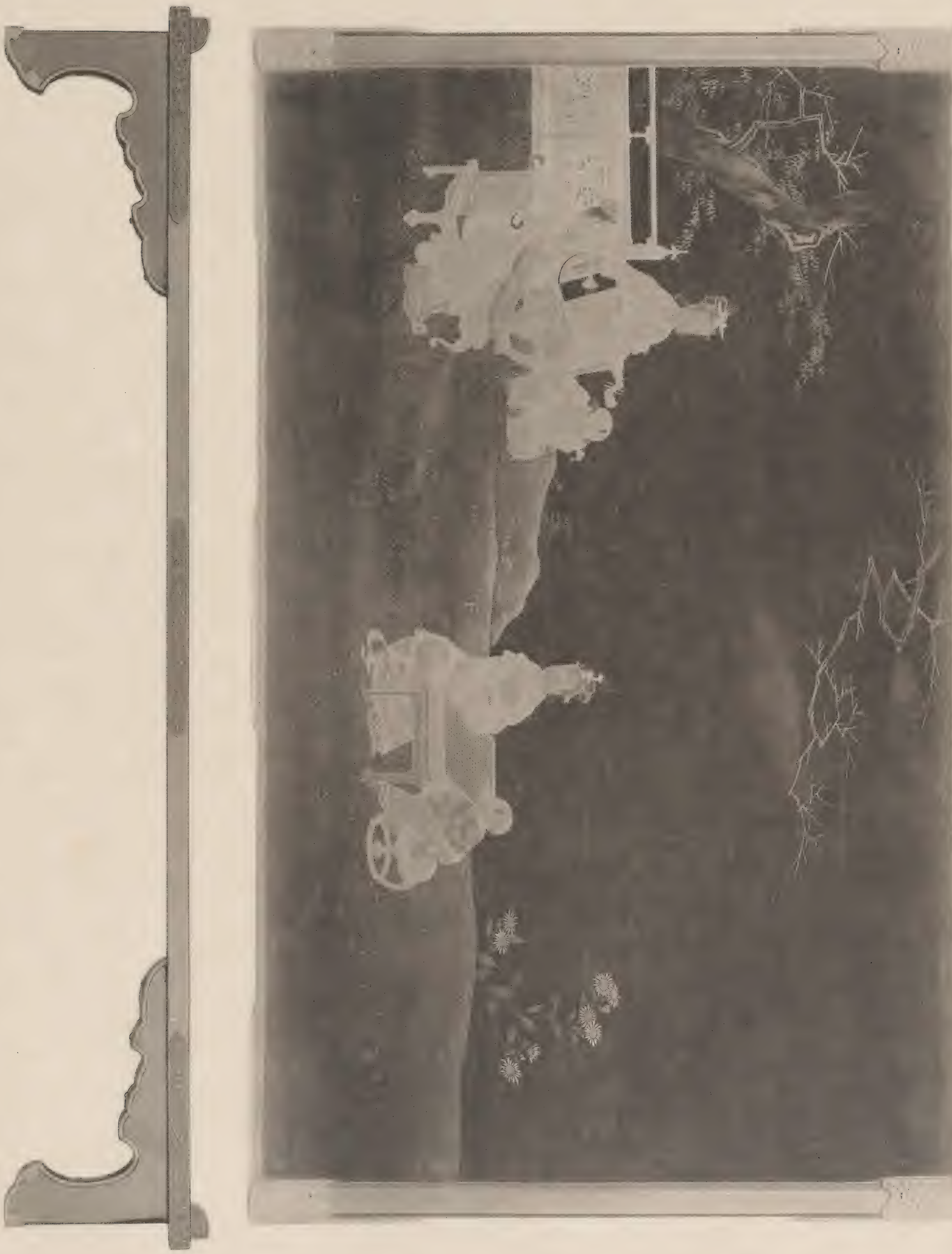




第三十三　琴棋圖蒔繪文臺　作者不詳

黑地　竪一尺一寸七分　横一尺九寸七分　高三寸二分

琴棋書畫は支那に於て高尙なる娛樂と考へられたるが故に此清興を畫く事も亦自ら盛んなり、而して此種の畫題の我國に入り來りて盛行するに至りしは、足利時代に於て漢畫の移入に伴隨せし現象なり、此文臺に於ける蒔繪の題材の如きは卽ちその一例にして、此圖の狩野派作家の筆なる事も亦疑ふべからず、されど此文臺の何人の作なるかに就いては明かにし難く、但だその德川の中葉に於ける作品なる事に至つては何人も異議なき所なるべし。



第三十四　枯木月夜蒔繪文庫　作者不詳

黑地　竪一尺二寸　横九寸　高二寸七分

秋草蒔繪文庫　作者不詳

黑地　竪一尺三寸　横一尺三分　高四寸一分

前者は晩秋の景を圖せるものにて、枯木に月を圖し、之れに配するに群禽を以てせり、而して『漏かねて、人たのめなる、秋のよの』文字を現はし所謂歌繪をなす、作者は何人なりや明かならざるも製作年代は德川中期にあるべし、次に秋草模樣の文庫は第三十五圖の硯筥に添ゆべきものなり、文庫及び硯筥共に其表面は黑地にして、秋草の咲亂れたる樣を表はせり、其内面はすべて梨子地にて等しく秋草を畫けり、其年代は恐らく前者と大差なかるべし。





第三十五　秋草蒔繪硯筥　作者不詳

黑地　竪七寸三分　横六寸八分　高一寸四分





第三十六　蒔繪蹴鞠筥　傳幸阿彌作

黑地　竪一尺七寸一分　横一尺二分　高一尺二分

是は黑漆を塗りて、その上に蒔繪にて扇の模様を散らせるものにして、之れに一對の蹴鞠を添えたり、而してその扇面には或は牡丹花、或は波に千鳥、或は水邊遊龜などを表はせり、その作者は傳へて幸阿彌と云へり、幸阿彌家は足利氏執政の時代より世々蒔繪を業とせしが、慶長の頃此家に長善、長法の兄弟あり、德川幕府に召されて名あり、その弟長重また家兄の業を繼ぎて名聲大に揚がり、寛永時代に於ける斯界の代表者となれり、後この家は永く蒔繪を業として屢ゝ大手を出だせり、此筥は恐らく近代に於ける幸阿彌家一派の手になりしものならんも、果して何人の作なりや明かにすべからず。



第三十七　馬圖蒔繪硯筥　作者不詳

鐵刀木　竪七寸四分　横七寸　高一寸四分

唐獅子蒔繪硯筥　作者不詳

朱塗　竪七寸七分　横七寸　高一寸四分

前者は蓋の表面に馬を圖せるものにて、其地は鐵刀木なり、蓋裏及び筥の内面は無地金梨子地なり、後者は朱塗にて、蓋の表面中央には牡丹花に唐獅子の戯るゝ狀を圖し、其周圍には花鳥の模樣を表はせり、蓋裏及び筥の内面は梅花に弦月を意匠せる模樣ありて、すべて梨子地なり、其作者に至つては兩者共に明かにすべからずと雖も、その製作年代は蓋し德川の下半期なるべし。





第三十八　菊池寂阿出陣圖蒔繪硯筥　田付高廣作

黑地　竪八寸三分　横七寸六分　高一寸六分

此硯筥の蓋の表面には菊池入道寂阿が元弘三年三月十三日、九州探題の館を襲はんと、櫛田の宮の前を通過せんとせしに、馬畏怖して前進せざりしかば、入道大に怒り、矢を神殿の扉に向つて放ちて打通りしが、其後社壇には二丈許なる大蛇の寂阿の矢に中りて死し居たりと云ふ說話に基きて圖せしものにて、蓋の裡面には龍の雲を起せる狀を畫き、田付氏高廣の銘あり、高廣の閱歷は詳かにすべからざるも、京都に於ける有名なる蒔繪師田付氏一派の作家なるべく、その作風より察すれば德川末葉に屬するものゝ如し、次の蒔繪文庫も亦同一人の作にして、田付氏高廣の銘あり、その蓋の表面には鳳凰人物等を研出となし、その見返は楓樹に小禽を寫せり、前者と合せて高廣の作風を窺ふに足るべし。

前者と合せて高嵩の作風を窺ふに足るべし。

るも、其の蓋の表面には黒漆人物畫を研出しとなし、其の見返は檜垣に小禽を蒔せり、川末葉に屬するものゝ如し、夫の赤穂文庫も亦同一人の作にして、田村氏高嵩の銘錯に於ける有名なる蒔絵師田村氏一派の作家なるべく、其の作風より察すれば、徳雲を起せる状を畫き、田村氏高嵩の銘あり、高嵩の閲歴は詳かにすべからざるも、京の矢に中りて死し居たりといふ說話に基きて圖せしものにて、蓋の裡面には龍のり、矢を神殿の扉に向つて放ちて打通りしが、其後社殿には二本計なる大蛇の寂阿ん、と備田の宮の前を通過せんとせしに、馬畏怖して前進せざりしかば、入道大に怒此硯箱の蓋の表面には菊池入道寂阿が元弘三年三月十三日九州探題の宿舎襲は

黑漆　縦八寸三分　横七寸六分　高一寸六分

第三十八　菊池寂阿出陣圖蒔絵硯箱　田村高嵩作





第三十九　鳳凰人物蒔繪文庫　田付高廣作

黒地　竪一尺三寸二分　横一尺　高三寸八分



第四十　秋菊蒔繪硯筥　鹽見政誠作

黑地　竪八寸　横七寸五分　高一寸六分

この硯筥は蓋の表面に於て池邊に菊花の咲き亂れたるを現はせり、是れ卽ち紀友則がおほさはの池のかたへに菊うへたるを詠める歌に『ひともとと思ひし花をおほ澤の池のそこにも誰か植ゑけん』とあるに基きて意匠せしものならん、蓋裏及び筥の內部は平目地にして、秋草の模樣を表はせり、その作者は鹽見政誠にして、彼れは通稱を小兵衞と云ひ、享保の頃、京師に住し、蒔繪を以て名聲あり、其作精麗にして頗る雅致あり、殊に磨出蒔繪を得意としければ後世之を鹽見蒔繪と呼ぶに至れり、されど彼れはまた黑蒔繪木地蒔繪をも能くして甚だ風韻に富めり、其子孫後江戸に移りて長くその家業を傳へたり。







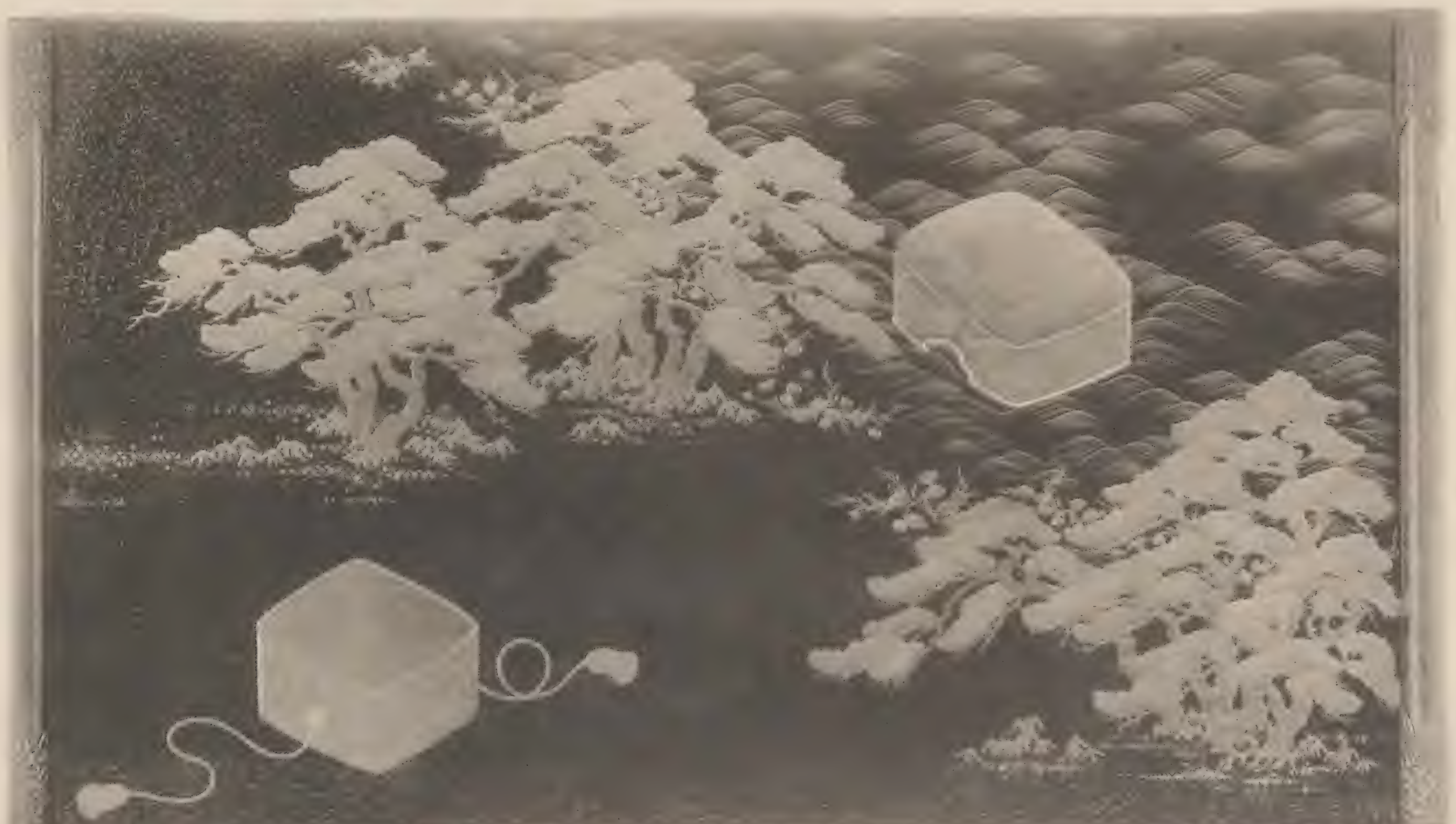
第四十一　浦島蒔繪文臺及二見浦硯筥　作者不詳

文臺　梨子地　竪一尺九分　横一尺八寸七分　高四寸一分

硯筥　梨子地　竪七寸五分　横七寸　高一寸四分

此文臺は浦島の傳説に基きて意匠せしものにて、海濱に老松の繁れるを描き、之れに手筥の蓋の開かれたるを圖せり、次に硯筥はその蓋の表面に二見浦を描出し、之れに月を點出し、蓋裏は海濱の風致を意匠せり、兩者共に梨子地にして、其意匠雅致あり、作者は何人なりや知るべからざるも、德川下半期に於ける蒔繪の一標範となすべきものなるべし。





第四十二　松島蒔繪文臺及硯筥　作者不詳

文臺　梨子地　竪一尺一寸二分　横一尺九寸六分　高三寸九分

硯筥　梨子地　竪八寸七分　横八寸　高一寸五分

松島の景は近世に於て屢〻蒔繪の意匠に用ゐられしが、此文臺及び硯筥の如きその一例となすべし、卽ち是に出だせるは一は文臺の鑑にして、他は硯筥の蓋及び其内部なり、何れも梨子地にして、島上老松の婆娑たる狀を描出し、之に配するに數艘の小舟を以てせり、其作者は何人なりや明かならざるも、其製作年代は恐らく德川の中期なるべく、次の第四十三圖に於ける見臺またこれと同意匠なり。



第四十三　松島蒔繪書見臺　作者不詳

梨子地　横一尺八寸　高二尺

仁王尊蒔繪硯筥　作者不詳

黑地　竪九寸　横六寸二分　高一寸六分

この蒔繪書見臺は前圖に見る所の文臺及び硯筥と同じく、松島の景に基きて意匠せるものにして、其作者は何人なりや明かならざるも、その製作年代は前者と同一なるべし、次に硯筥は黑地にして、蓋の表面に仁王の中一尊を現はすも、蓋の裏面及び筥の内部には何等の模樣を見ず、而してこの尊は左手に獨鈷を執り、右手は掌を開きて外に向はしめたるに依り、其相向なるを知るべし、其作者は明かにすべからざるも、その作製年代は恐らく徳川の末葉にあるなるべし。

やるものその作製年代は恐らく徳川の末葉にあるなるべし。

開かず外に向はしめたる一点より其前面なる水を知るべし其作者は明か[illegible]し質の内部には何等の結構を見ず而して二つの手は左手に錫杖を執り右手は[illegible]なりみし家に観音は黒漆[illegible]の表面に[illegible]中一体を現はす[illegible]すあるものにして其作者は何人なりや明かならざるもその製作年代は前者と同一この[illegible]は前図に見る所の文臺及び観音と同じく[illegible]の[illegible]

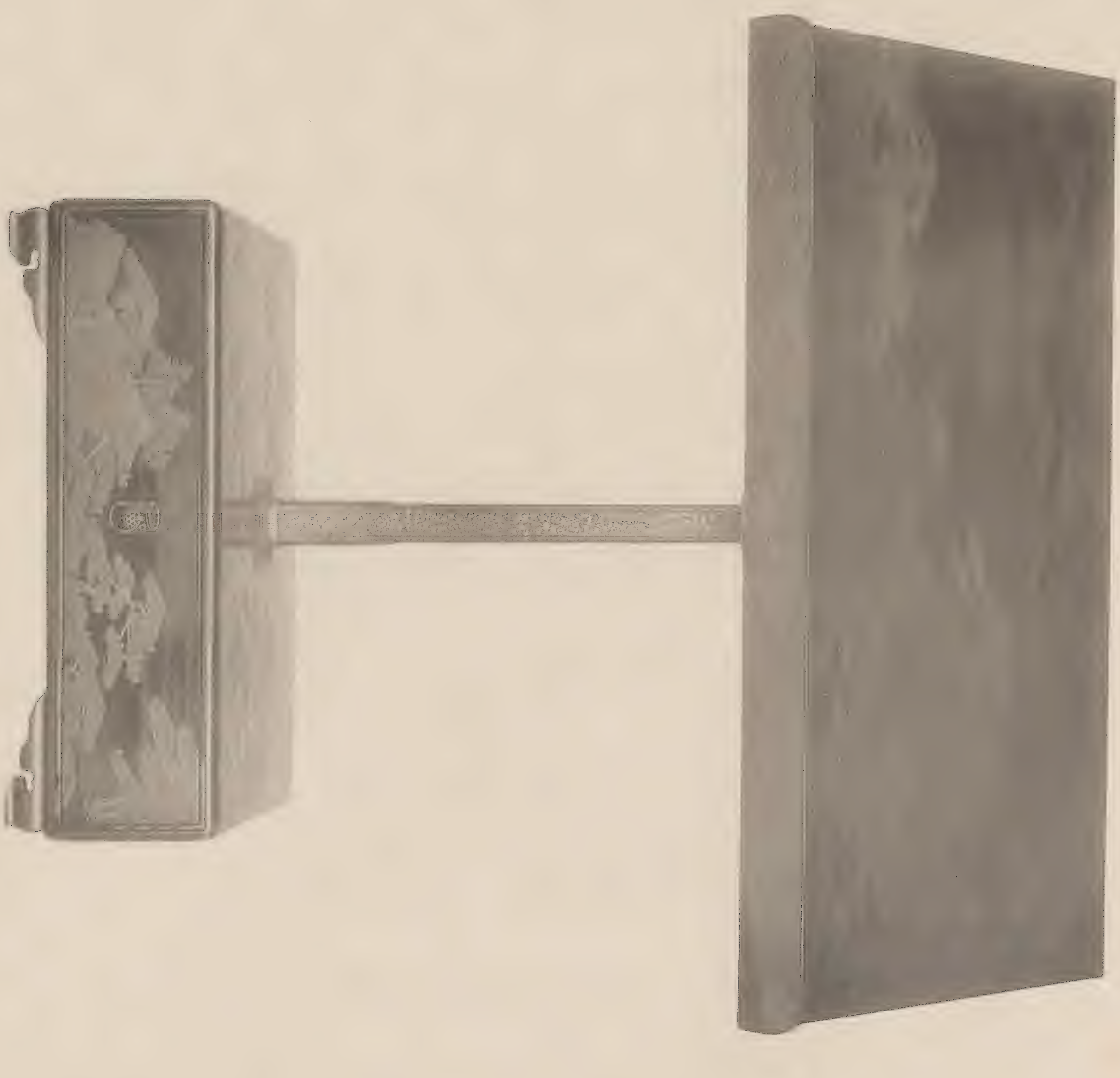
[illegible]　竪九寸　横六寸二分　高一寸六分

仁王像[illegible]　作者不詳

[illegible]　竪　尺八寸　横二尺

第四十三　[illegible]　作者不詳



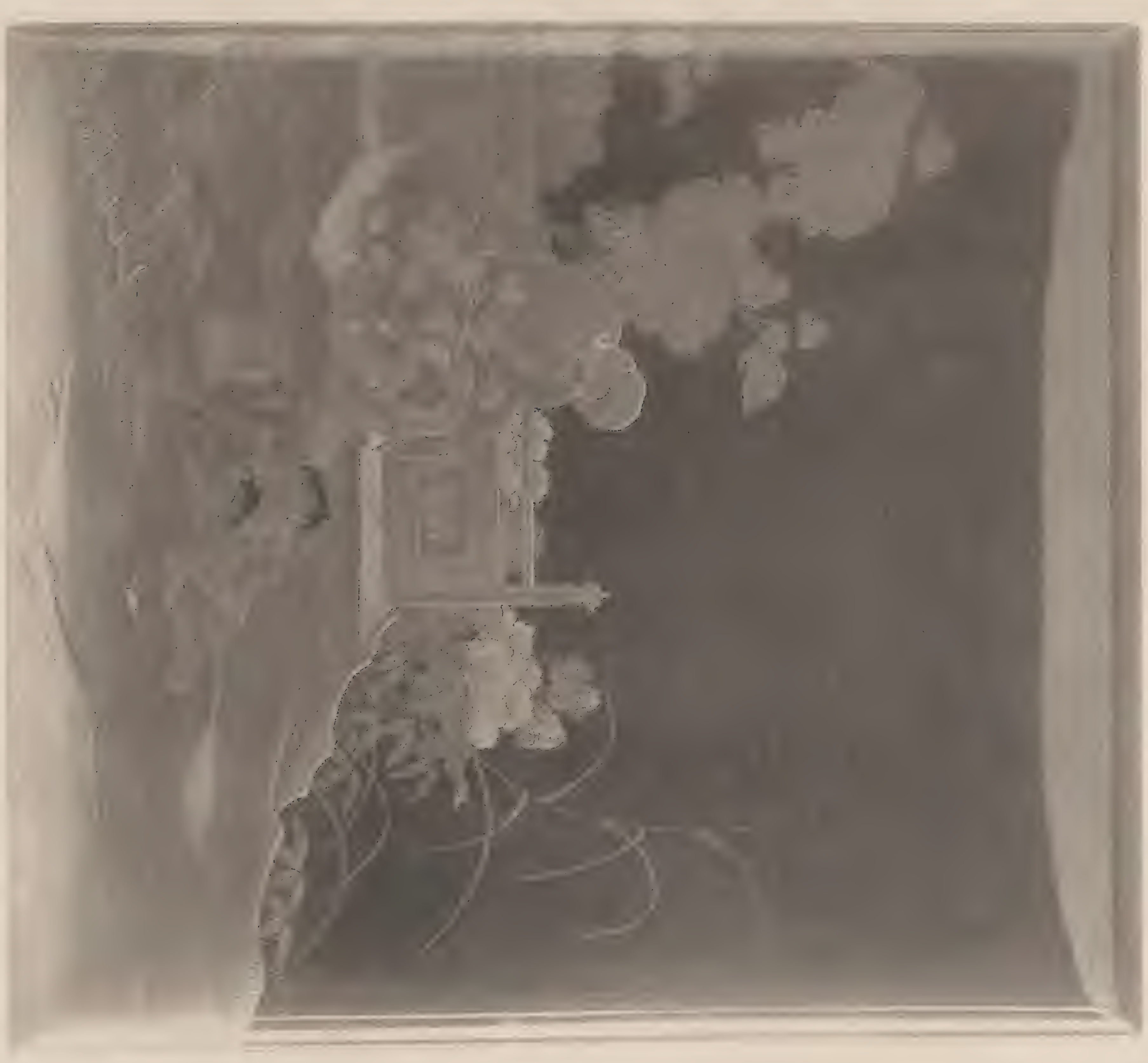


第四十四　四睡圖蒔繪硯筥　傳淸水九兵衞作

黑地　竪八寸　橫七寸二分　高一寸二分

此硯筥はその蓋の表面には豐干禪師虎に凭りて睡り、寒山拾得の二人、その前方に睡り、虎また大地に踞りて眠る狀を畫けり、卽ちその所謂四睡圖なるを知るべく、此種の題材はわが國に於ては足利時代以來盛行し、近世を通じて畫家の屢、用ひし所なり、次に此筥の內部及び蓋裏は平目地にして、蜻蛉の飛びかふ樣を圖し、其翅には靑貝を用ひたり、其作者は傳へて淸水九兵衞なりとなす、彼れは加賀の人と云ふもその閱歷詳かならず、而して此筥も亦彼れが作たるの明徵を得ず、蓋しわが德川末期の製作に係るものなるべし。





第四十五　嵐山蒔繪硯筥　作者不詳

梨子地　竪八寸　横七寸四分　高一寸五分

此硯筥はすべて梨子地にて、蓋の表面には萩の咲亂れたるに月を配し、之れに添ゆるに袖を以てせり、卽ち是れによりて、藤原定家卿の『やどりせしかりほの萩の露ばかり消えなく袖の色にほひつる』の歌に基きて意匠せしものなる事を知るべし、次に蓋裏及び筥の內面は櫻花咲く處に飛瀑の懸る樣を表はせり、是れによりて、その後宇多院の御歌『嵐山是も芳野をうつすらん、櫻にかゝる瀧のしら絲』に基きて意匠せしものなるを知るべし、作者は何人なりや明かならず、其製作年代は恐らく德川期中葉を上らざるものとなすべきが如し。





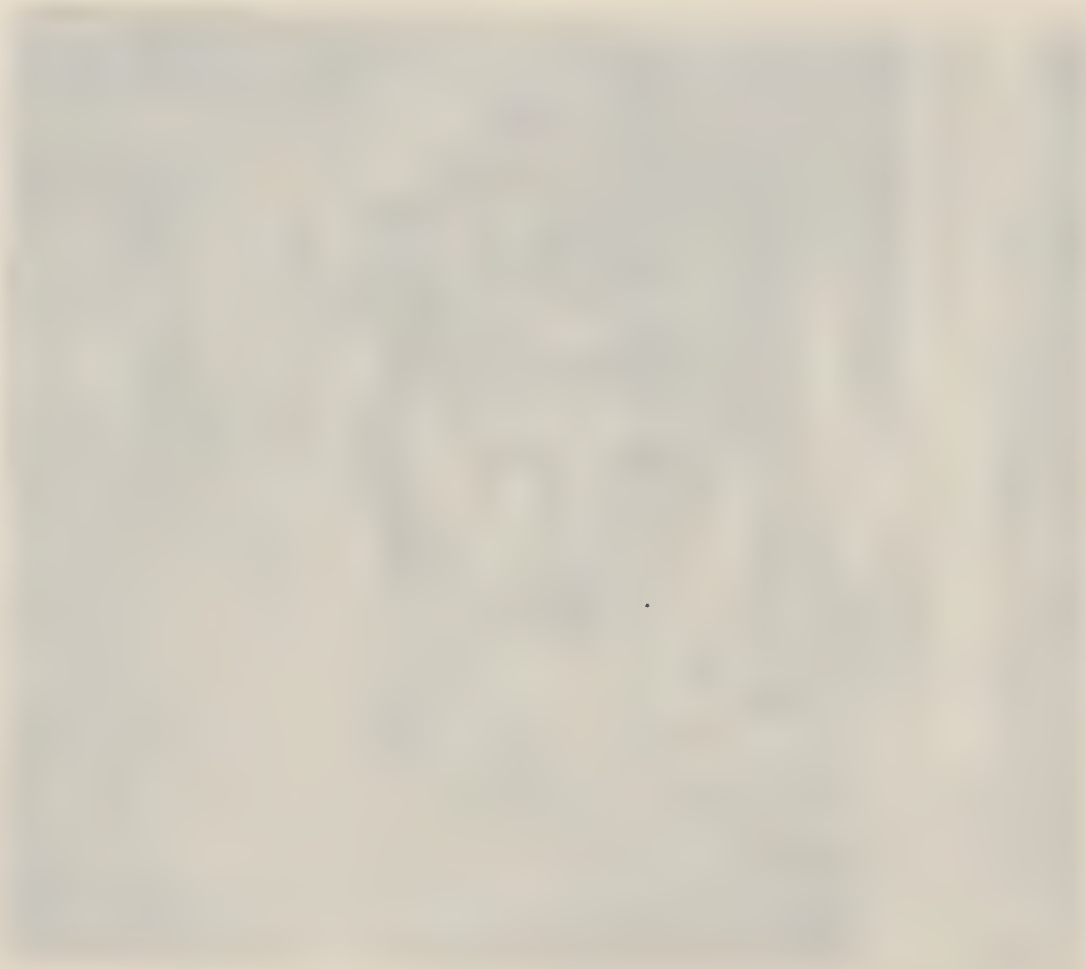


第四十六　松竹梅蒔繪書見臺　作者不詳

黑地　横二尺　高二尺

此蒔繪見臺は黑地にして其意匠は梅花を主とし、之れに配するに松竹を以てせるものなり、凡そ梅花に松竹を配する意匠は其起原頗る古きが如く、旣に鎌倉初期に於ける蒔繪の遺品に於てその實例を認め得べきが故に、其源流に至つては更に古きものなるべきを疑はず、然れども此種の意匠が盛んに行はれたるは足利時代より以後にして、殊に德川時代に於て顯著なるものあり、是は卽ちその一作例にして、其作者は何人なるかを明かにせざるも、其製作年代は恐らく德川下半期にあるべし、次の第四十七圖に於ける蒔繪文庫及び硯筥の如きも亦此種の意匠の一種なり、是は梨子地高蒔繪にして、文庫及び硯筥の蓋の表面は溪流飛瀑を表はし、其蓋裏は一は松竹に仙鶴を配し、他は溪流に松竹梅を描けるものなり、固より其作者は詳かならざるも、其製作年代は蓋し德川末期なるべし。



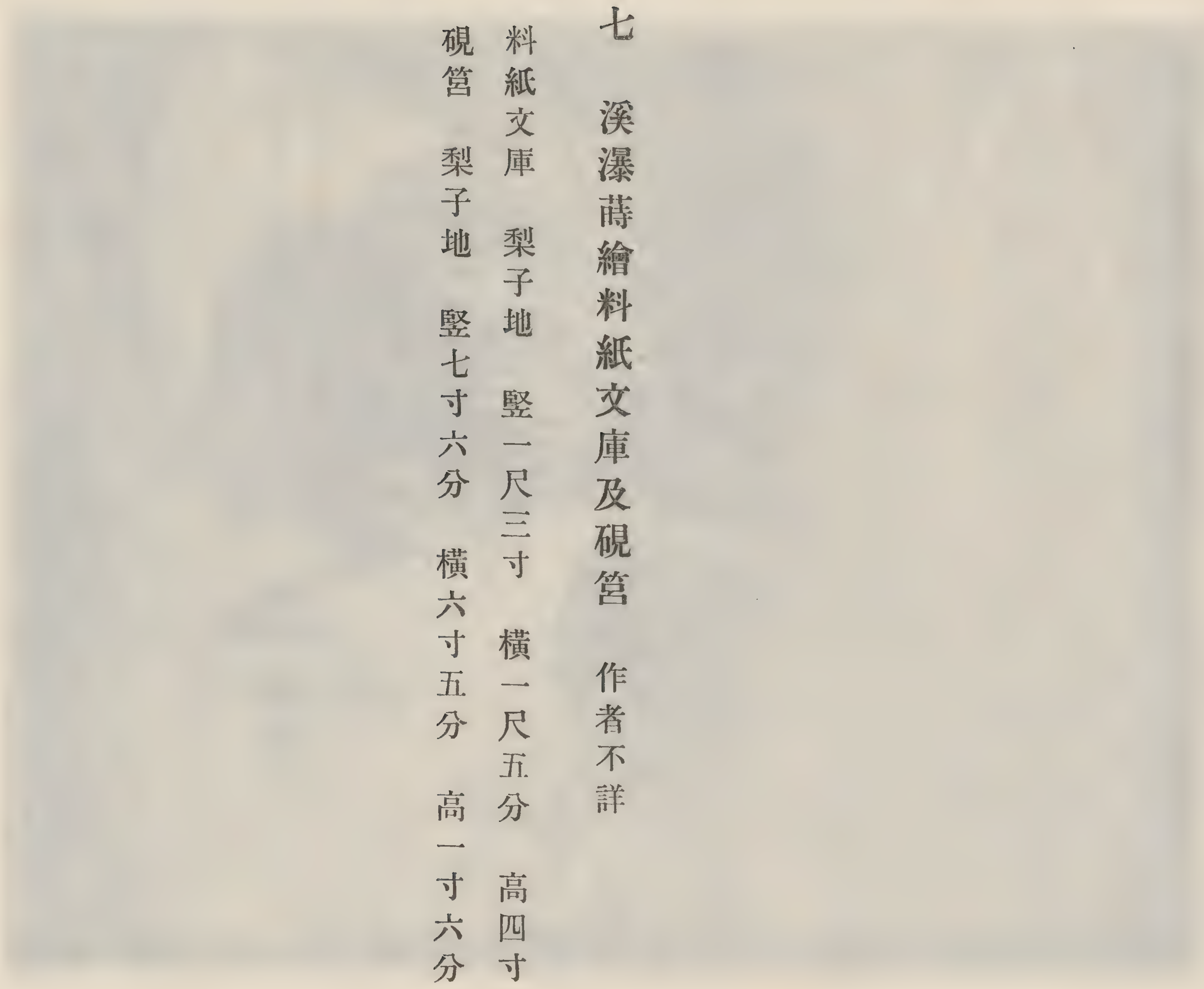




第四十七　溪瀑蒔繪料紙文庫及硯筥　作者不詳

料紙文庫　梨子地　竪一尺三寸　横一尺五分　高四寸六分

硯筥　梨子地　竪七寸六分　横六寸五分　高一寸六分










第四十八　老松蒔繪硯筥　作者不詳

梨子地　竪七寸七分　横六寸九分　高一寸三分

此硯筥はその蓋の表面に老松と櫻花とを圖し、雲間を出でたる月の清流に映ずる樣を表はせり、筥の內部には斷崖の樹幹に二羽の小禽を描き、配するに小船夜泊の狀を以てし、而して蓋の裏面には鐵拐仙人を表はせり、凡そ此種仙人を題材とする事は、わが足利時代に入りてより以後に於て盛行せし事にして、此時期に於て新に勢力を得たる漢畫派の殊に好んで試みたる題材なり、此圖も亦當時に於ける漢畫の作法を傳へし者の作にして、其果して何人なりやは明かにすべからざるも、その德川下半期の製作に屬する事は何人も異論なき所ならん。







第四十九　千鳥蒔繪硯筥　作者不詳

黑地　竪六寸七分　橫六寸　高一寸二分五厘

此蒔繪硯筥は其蓋の表面黑地にて波打つ岸と二株の松樹とを現はし、之れに月と千鳥とを配し、蓋の裏面及び筥の內部は梨子地にて蘆に千鳥を圖せり、その模樣は何れも研出にして、其圖縟密の弊なく、頗る雅致あり、其作法は概して古風を復活せしめ、以て新趣味に應ぜんとする作者の抱負を想起せしむるに足るが如く、其畫法の如きは殊に古意を傳へたるものあるを見る、其作者の何人なるやは遽かに定むべからざるも、其製作に至つては蓋し德川の下半期に在るべし。





第五十　印籠

象蒔繪印籠　小川破笠作
黑地　高二寸一分

百合蒔繪印籠　半山作
黑地　高三寸七分

草蟲蒔繪印籠　作者不詳
梨子地　高二寸三分

竹林七賢彫印籠　一宮長常作
鐵刀木　高三寸

鸚鵡蒔繪印籠　傳小川破笠作
黑地　高二寸八分

古錢蒔繪印籠　作者不詳
黑地　高二寸

莓蒔繪印籠　作者不詳
梨子地　高二寸二分

許由巣父彫印籠　作者不詳
銀　高一寸九分

印籠は丹藥を盛り腰に下ぐる器にして、もと印章印肉等を入れたるより此名を生ずと云ふ、その盛行したるは戰國時代より以後の事に屬し、遂には藥品を盛ることよりも寧ろ男子の裝飾的用具の一として用ひられ、種々意匠を凝らしたる精巧麗美のものを生ずるに至れり、是に出だす所の八個の印籠の中、象の模樣あるものは、小川破笠の作にして方形に觀の文字を有する銘あり、また鸚鵡の意匠あるものも銘はなけれど破笠の作なりと稱す、前者は陶器を、後者は堆朱の外、珊瑚を嵌入せり、破笠は伊勢桑名の人にして、名を觀と云ひ、字は尙行、初め金彌と稱し、後に平助と改め、破笠のほか卯觀子、夢中庵、宗宇等の號あり、凡百の術技に通達し、俳句に巧みにして畫を能くし、又髹漆に長じ、殊に之れに牙角玉石を始めとして種々の金屬を嵌入するの術を得意とせり、延享四年六月三日江戸に歿す、年八十四、或は八十五歳とも云ふ、半山伊平次等は髹漆の技に於ける彼れの門下として著明なり、百合蒔繪印籠は卽ち半山の作なり、半山は江都福井町に住せしが、家に梅の大樹あり、之に因りて梅の木の半山と呼ばれ、二代目笠翁と稱せり、此印籠は堆朱陶器を嵌するものにて、能く師の作風を傳へて其名を愧かしめざるものあり、次に古錢蒔繪印籠、草蟲蒔繪印籠、莓蒔繪印籠は何れも作者の名を明かにせざるも、その作風稍、類するもの〻如し、草蟲蒔繪のものは青貝を、莓蒔繪のものは珊瑚珠を嵌入するを見るべく、何れも、後の破笠、半山等の作風を襲ひし作家の手に成りしなるべし、次に銀製印籠はかの竹林の七賢人を刻するものにして、金及び赤銅の象嵌をなす、含笑子長常の銘あり、長常は一宮氏、雪山、含章子等の號あり、越前の人にして京都に出で〻渡金師柏屋忠八の弟子となり、天性繪を好みしが、後保井高長に就きて彫刻を學び、光格天皇の時、禁裡の衝立金具を調進して其賞として越前大掾を受領せり、天明六年二月歿せりと云ふ、又許由巣父彫印籠は、許由が帝堯の位を譲らんと云ふを聞きて潁川に耳を洗ひ、巣父がその下流に於て敢て牛に水を飼はざりしと云ふ故事に基きて意匠せるものにて、是に出づる所は許由が耳を洗ふ狀を薄肉彫となすものにて、背面には巣父が牛を伴へる樣を刻す、其質は鐵刀木にして何人の作なるかは明かにすべからず、蓋し兩者共に德川下半期の作たるを疑はざるべし。

鋲す其質は鐵刀木にして何人の作なるかは明かにすべからず蓋し画者実に徳川下半期の作たるを疑はざるべし。
[illegible]
帯等の位を[illegible]と云ふ本圖を了[illegible]川に其を[illegible]び巢[illegible]その下流に於て[illegible]年に本を[illegible]と云ふ故事に基
[illegible]
[illegible]
[illegible]
すること見るべく[illegible]後の[illegible]半山等の作風を[illegible]し[illegible]作[illegible]の手に成りしなるべし実に[illegible]印籠は[illegible]の[illegible]林の七寶
も作者の[illegible]
るものにして[illegible]の作風を[illegible]て其名を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
印籠は[illegible]

鐵刀木　高三寸
竹林七賢蒔繪印籠　一[illegible]作
[illegible]　高二寸三分
草[illegible]蒔繪印籠　作者不詳
黒地　高二寸七分
百合[illegible]蒔繪印籠　[illegible]山作
黒地　高二寸一分
象[illegible]蒔繪印籠　小川[illegible]作

[illegible]　高二寸九分
青山[illegible]文蒔繪印籠　作者不詳
[illegible]　高二寸二分
[illegible]蒔繪印籠　作者不詳
黒地　高二寸
古[illegible]蒔繪印籠　作者不詳
黒地　高二寸八分
[illegible]蒔繪印籠　小川[illegible]作

第五十　印籠



第五十一　印籠

石橋蒔繪印籠　觀松齋桃葉作
黑地　高二寸六分

花鳥蒔繪印籠　觀松齋作
黑地　高二寸六分

壽老蹴鞠蒔繪印籠　可夾齋松山作
金地　高二寸八分

業平蒔繪印籠　尾形光琳作
黑地　高二寸四分

貝盡蒔繪印籠　觀松齋桃葉作
黑地　高二寸四分

壽老人蒔繪印籠　可夾齋松山作
金地　高二寸六分

風俗百種蒔繪印籠　作者不詳
黑地　高二寸三分

芒蒔繪印籠　作者不詳
梨子地　高二寸六分

此八個の印籠の中、石橋蒔繪のものと貝盡蒔繪のものとは、共に觀松齋桃葉作の銘あるものなり、桃葉は飯塚氏、通稱は源六、觀松齋はその號にて、印籠の蒔繪を以て業とす、明和年中阿州侯彼れに囑するに下駄に蒔繪せん事を以てせしに、其禮節なきを怒りて之れに應せず、侯その氣節に感じ、後彼れを召し、士席に列して蒔繪師たらしむ、之れによりて江戸檜物町の阿州侯邸內に住せり、子孫世々侯に仕へて觀松齋の號を襲用す、此二者は卽ち初代觀松齋の作にして、共に精巧なる青貝入なり、次の花鳥蒔繪印籠も亦青貝入にて硏出なり、是れまた觀松齋作の銘あり、其作風頗る前二者と相似たるものあるも、恐らく初代とはなすべからざるが如し、壽老及び壽老蹴鞠の意匠に於ける二個の金地印籠は可夾齋松山作と云ふ銘を有するも、此人その傳歷明かならず、殊に前者には赤銅を嵌入し、また後者には英一蝶圖の文字あるに依りて、その圖の一蝶の畫に基けるものなるを知るべし、而して風俗百種蒔繪印籠は黑地に青貝入にて雜多なる人物を配置するものにて、千狀萬態を盡し、殆ど迎接に遑なからむとす、其作者は何人なりや明かにすべからず、業平卿蒔繪の印籠も亦青貝を嵌入したるものにて、法橋光琳の銘あり、光琳の略歷は本集第二十六圖の解說に掲げたるが如く是は彼れが晩年の作なるべし、芒蒔繪の梨子地印籠は、その意匠、光悅宗達等の喜ぶ所に從ひしを見るべく、芭芒の亂れたる樣、風趣の愛すべきものあり、作者は明かならざるも、蓋し前者の流に掉せし一作家の遺品ならん。

たる蒐集趣味の愛すべきものあり作者は明かならざるも蓋し前者の徒に非ずして一作家の遺品なる[illegible]

[illegible]

第五十一　圖　書



第五十二　印籠

蝶蒔繪印籠　傳古滿休伯作
朱地　高二寸五分

松鶴蒔繪印籠　古滿安匡作
梨子地　高二寸六分

邯鄲蒔繪印籠　梶川丈龍齋作
黑地　高二寸六分

鷄稻蒔繪印籠　梶川英高作
黑地　高二寸三分

源賴政蒔繪印籠　梶川作
黑地　高一寸八分

邯鄲蒔繪印籠　梶川作
黑地　高二寸三分

白馬蒔繪印籠　梶川作
黑地　高二寸九分

蜀江錦模樣蒔繪模樣　作者不詳
密陀　高二寸五分

蝶蒔繪印籠は古滿休伯の作と傳ふるものにて、朱地靑貝入なり、休伯には數人あり、初代は休意の子にして、天和元年父の後を繼ぎ、德川氏の蒔繪師となりしが、爾來數代の間その子孫を休伯と呼びしに似たり、此印籠は未だ初代となすべからざるが如く、或は二代以降のものなるべきか、次に松鶴蒔繪の印籠は法眼祐淸の下畫に基きしものにして、古滿安匡作の銘あり、安匡は初代休伯となすもあれど、恐らく二代か或は三代なるべし、邯鄲蒔繪印籠と鷄稻蒔繪印籠とのうち、前者は梶川丈龍齋の銘あるものにて、後者に於ける鷄の圖は白玉齋と云へるが王若水の筆意に倣ひて下繪せるものにて、稻の圖は月山の筆意によりて法眼榮川が畫ける下繪に基くと云ひ、作者は銘によりて梶川英高なるを知るものなり、されど大龍齋、英高共に梶川家の人ならんも、その傳歷を明かにせず、而して又梶川作の銘あるものとして以上の外、賴政蒔繪、邯鄲蒔繪、白馬蒔繪の三個の印籠を數ふべし、是等のうち賴政蒔繪の印籠は賴政が鵺退治の意匠にて、邯鄲蒔繪には蘆生の持てる團扇に薄き鼈甲を篏入し、白馬蒔繪には白漆を用ひたり、三者の銘は同一にして、其作風亦相似たるものあり、其同一人の手に成りし事は毫も疑の餘地を存せず、是れまた梶川流の一作家にして、恐らく寶曆以後の人なるべく、前二者と時代も大差なきが如し、蜀江錦模樣の印籠は一種の織物に基きて意匠せるものにて、模樣は密陀僧を以て圖したるものなり、その作者は何人なりや明かならざるも、其製作年代は德川中期を上らざるものなるべし。



第五十三　印籠

龍蒔繪印籠　朧月作
梨子地　高二寸七分

伊勢物語蒔繪印籠　千流作
黑地　高二寸一分

乘合船蒔繪印籠　作者不詳
金地　高二寸二分

石橋蒔繪印籠　有得齋作
黑地　高一寸八分

歌畫蒔繪印籠　作者不詳
黑地　高二寸三分

砂子蒔繪印籠
黑地　高三寸

竹石蒔繪印籠　中山胡民作
黑地　高二寸八分

籠地牡丹彫印籠　溫故武永作
堆朱　高二寸四分

印籠の工匠中にはその名の傳はる者尠からずと雖も、憾むらくば多く其傳歷を詳かにすべからず、此龍蒔繪印籠の作者たる朧月、伊勢物語蒔繪印籠の作者たる千流の如き、何れもその例なり、金地乘合船蒔繪印籠は作者を明かにせざるも、石橋蒔繪の印籠には有得齋の銘あり、是れまたその閱歷を詳かにすべからざる作者の一人なり、次に歌畫蒔繪の印籠は伊勢物語と徒然草との卷子を圖せるものにて、黑地に砂子を散らせり、次の蒔繪印籠は砂子にて雲烟を表はせるものにて、前者と共に其作者の明かならざるものに屬す、何れも德川末葉の作なるべし、竹石蒔繪印籠は法橋胡民作の銘あるものなり、胡民は中山氏、通稱祐吉、泉々の號あり、武藏國葛飾郡寺島村の人にて、中山金左衞門の子なり、原羊遊齋の門に遊び、蒔繪を學びて、名聲を博し、後法橋に敍せられたり、明治三年正月八日歿せり、年六十三、籠地牡丹彫印籠は堆朱にて溫故武永の作なり、溫故氏は江戸の蒔繪師なるが、武永はその一家なるべきも、その閱歷を詳かにせず、その技術に依りて、其手腕の尋常ならざるを思はしむ、その年代は蓋し德川中期を上らざるものなるべし。



第五十四　香　盒

菊蒔繪香盒　作者不詳
金地　竪二寸五分　横二寸　高九分

鳳凰唐草蒔繪香盒　作者不詳
梨子地　直徑二寸八分　高七分

立雛蒔繪香盒　小川破笠作
竹根製　直徑二寸二分　高七分

童兒獨樂遊蒔繪香盒　作者不詳
黑地　直徑二寸九分　高七分

壽老蒔繪香盒　作者不詳
黑地　直徑二寸三分　高六分

宇治橋蒔繪香盒　作者不詳
梨子地　竪横各二寸　高一寸一分

鴛鴦蒔繪香盒　作者不詳
黑地　竪横各二寸　高一寸一分

歌書蒔繪香盒　作者不詳
黑地　直徑三寸四分　高二寸五分

寒山拾得蒔繪香盒　作者不詳
黑地　直徑二寸七分　高八分

銅雀文字香盒　作者不詳
黑地　直徑二寸八分　高八分

此十個の香盒の中、菊蒔繪香盒は青貝を嵌入して菊花を表す、錫縁ありて蓋の見返には菊花を研出せり、其模樣の性質を始めとして其作法すべて鎌倉初期の作と品定せらる、鎌倉鶴岡八幡宮所藏の菊蒔繪手筥及び硯筥等と其趣を一にするものあり、其製作年代は恐らく如上の作品を去る遠からざるものなるべく、本邦に存する香盒中尤も古きものの一に數ふべきものならん、次に宇治橋蒔繪香盒は梨子地錫縁にて、表面には急流に木橋を架せる狀を現はし、見返には月夜の山水を圖せり、其作者は知るべからざるも、其手法より察すれば蓋し足利期の作となすべきものゝ如し、鳳凰唐草蒔繪香盒は錫縁を有し、梨子地に細巧麗美なる唐草の模樣を表はし、之れに配するに鳳凰を以てするものにて、その內部亦梨子地に唐草を表はせり、其作風によりてその桃山時代の作と品定すべきものなるを知るべし、鴛鴦蒔繪香盒また錫縁にて黑地に砂子を散らし、二羽の水禽を圖し、見返には海藻及び貝を表はせり、其製作年代は德川中期を下らざるものなるべし、若しそれ立雛香合に至つては竹根を利用して製せるものにて、其意匠奇警にして雅致あり、其作者は破笠翁なりと云ふ、蓋し斯翁の逸作に數ふべきものならん、次に歌書蒔繪香盒は黑地に書籍を配置せるものにて、童兒獨樂遊蒔繪香盒は白漆を用ひ、その內部は平目梨子地なり、寒山拾得蒔繪香盒は錫縁にて寒山拾得を研出にて現はせり、三者共に其作者の名を明かにせざるも、其作風によりて德川末葉の作となすべきものゝ如し、次に壽老の香盒と銅雀文字の香盒とは共に青貝を嵌入したるものにて、銅雀は魏の武帝が起せし銅雀臺に基きて意匠せしなるべく、共に支那近代の製に係るものなり。



第五十五　香盒

草蟲存星香盒　作者不詳
竪二寸一分　横三寸　高八分

仙鶴彫堆朱香盒　作者不詳
直徑二寸三分　高一寸三分

壽老人彫堆朱香盒　作者不詳
竪横各二寸八分　高九分

戀忘貝堆黑香盒　玉楮象谷作
竪横各二寸八分　高八分

布袋彫堆朱香盒　作者不詳
直徑二寸八分　高八分

菊彫紅花綠葉香盒　作者不詳
直徑二寸三分　高一寸

名物一雁彫堆黑香盒　作者不詳
直徑二寸五分　高九分

布袋彫堆黑香盒　作者不詳
竪横各二寸七分　高六分

此八個の香盒のうち、草蟲彫菱形香盒は松平備前守正信の珍藏せし所にて、存星と呼ぶ一種の髹漆なり、存星は存成にも作り、又は成字を淸となすあり、支那に於ける作者の名に依りて生ぜし名稱なるが如く、固より我國に於て用ひられたる名なるべし、所謂存星には數種あり、多くは舶到明製のものなり、此名稱は君臺觀左右帳記に見えたれば、此名稱の流布したる古き事なるを知るべく、その實物の舶載は東山時代に於ては多からざりし事も、かの記錄に依りて窺ふを得べし、是は恐らく明代のものならん、布袋彫圓形香盒と仙鶴彫寶珠形香盒とは共に堆朱なり、堆朱また君臺觀左右帳記に載する所にして、鎌倉時代以來支那より移入せられて珍賞せられたるものなり、本邦に於ても足利末葉には堆朱の製を見るに至りしが如し、此二者は固より舶載のものに屬し、恐らく明代のものなるべし、次に菊彫圓形香盒は所謂紅花綠葉にして支那に於ては剔綵と稱し、是れまた君臺觀左右帳記に其名を載せたれば、我國に舶載せられたるは甚だ古きことなるを知るべく、是は蓋し明代を降らざるものならん、壽老人彫方形香盒また堆朱にして恐らく前者と同時代の作なるべし、名物一雁圓形香盒は堆黑なり、堆黑は或は堆烏とも云ひ、堆朱と共に前記の古書に見ゆる所にして、是はわが邦近代の製と認むべきものなるが如し、戀忘貝香盒はまた堆黑にして、蓋の表面には『松山の松の浦風吹寄せば拾ひて忍べ戀忘貝』の和歌と波に貝とを彫れり、是は玉楮象谷の作にして、象谷はもと藤川氏名を爲三と云ひ、字は子成、通稱敬造、象谷と號し、或は藏黑に作る、讃岐高松の人にして、家は鞘塗を業とし、彫刻を好みしが、遂に支那の古き髹漆法を究めて一種の髹法を發明せり、世に之を象谷塗と呼べり、業を以て藩主松平氏に仕へ、明治二年六十四歳にして歿す、象谷はまた堆黑を得意とせしが、是は卽ちその一例にして、彼れが君命に依りて製せし十八個の作品の一なりと云ふ、布袋桔梗形香盒また堆黑にして作者は明かならざるも、その作風によりて象谷の作と品定すべきものなるべし。



第五十六　龍彫堆朱大食籠　作者不詳

直徑　一尺三寸三分　高四寸八分

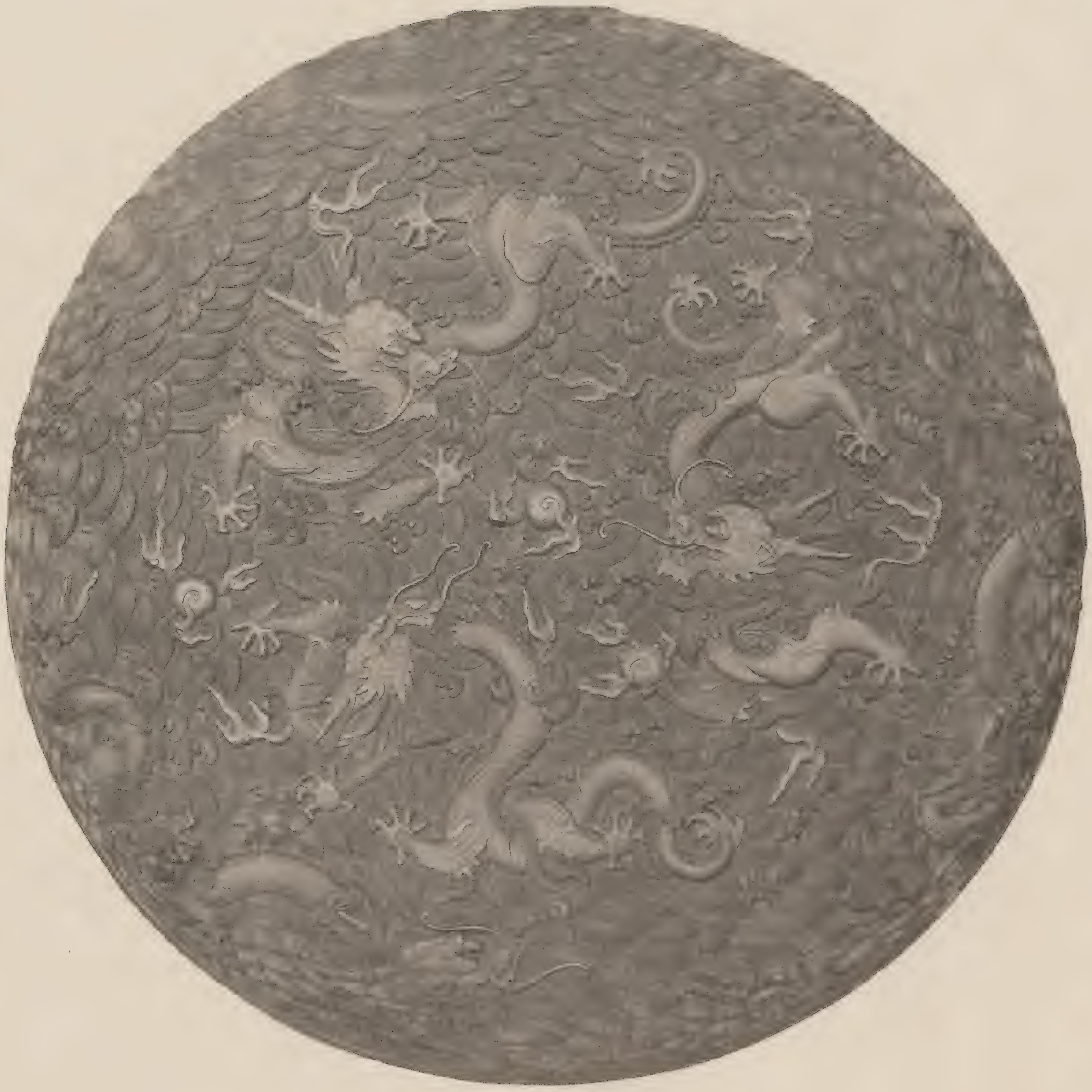
堆朱の器具は鎌倉時代以來支那より盛んに本邦に輸入せられ、邦人の頗る珍賞する所となれり、而して本邦に於ては當初之を製する能はざりしも、足利時代の末葉に至りて漸く之れが作製を試むる者あるに至りぬ、近世に至りては斯道に名ある作家も現はれ來りしも、尙ほ大陸に於ける此技の盛行には比すべくもあらざりしが如し、此大食籠を始め、第五十七圖に於ける花形菓子重及び盆、第五十八圖の花卉彫文庫及び硯筥の如きは卽ち近世彼地に於ける斯術を窺ふに足るものならん、先づこの大食籠は所藏の二個の一にして、底部に乾隆年製の銘ありて其製作の年代を明かにするを得べきものなり、次の菓子重、盆及び文庫、硯筥には固より銘を有せざるも、略ぼ同年代と品定すべきものゝ如し、而して是等に於ける精緻なる花卉の彫刻と當時の大陸に於ける此類の繪畫とを合せて考ふれば、また一種の興味なしとせざるべし。

よそざるべし。

彫刻も當時の大陸に於ける此類の縮葉とを合せて考ふれば、また一種の興味なし
ざるも、略ぼ同年代と品定すべきものゝ如し、而して是等に於ける精緻なる花卉の
を明かにするを得べきものなり、其の菓子重盒及び文房硯箱には固より銘を有せ
ず、二の大食籠は所藏品二個の一にして、底部に乾隆年製の銘ありて其製作の年代
期文庫及び硯箱は僅に近き彼地に於ける新南を窺ふに足るものなく人先
が加し此大食籠を始め百五十七圖に於ける香盒其他盒及び香盒は十八圖の香
作家も現はれ來りしも、尚は大陸に於ける此技の盛行には比すべくもあらざりし
に至りて漸く之れが作製を試むる者あるに至り、近世に至りては諸國に之ある
る所となれり、而して本邦に於ては當初之を製する能はざりしも、足利時代の末葉
輸來の器具は鎌倉時代以來支那より盛に本邦に輸入せられ、茶人の間に愛賞す

直徑　一尺三寸三分　高　四寸八分

第五十六　剔彫堆朱大食籠　作者不詳





第五十七　花卉彫花形堆朱菓子器　作者不詳

菓子重　直徑五寸四分　高七寸五分

菓子盆　直徑八寸四分　高一寸





第五十八　花卉彫堆朱文庫及硯筥　作者不詳

文庫　竪一尺六寸一分　横一尺一寸六分　高三寸一分

硯筥　竪九寸　横六寸八分　高二寸







第五十九　香　盆

梅花小禽蒔繪香盆　杣田光久作

黑地　竪五寸七分　橫一尺　高九寸

布袋圖青貝香盆　作者不詳

黑地　竪橫各六寸三分　高一寸

此二個の香盆の中にて、前者は梅花小禽圖を表はし、青貝を用ひて頗る麗美の趣あり、杣田光久の銘あるも、光久の傳閱は明かならず、その作風より之を見れば德川末期を上らざるものゝ如し、後者は黑漆に青貝を嵌入せるものにて、中央に布袋の唐兒と嬉戲する狀を表はし、周圍には雅致ある花紋を出だせり、是は本邦の製にあらずして大陸舶到のものならん、而して其時代は明初を下らざるものなるべく、第六十圖に於ける龍圖香盆及び瓜圖軸盆も亦其作法を一にするものにして、龍圖或は瓜圖を現はすに青貝を用ゐたるが、細密の作風寧ろ驚くべし、其製作年代は前者と殆ど同一ならんか、次に第六十一圖の長方中央卓も亦其趣致を等しくするものにして、是は卓の上面に鳳凰を、四脚には龍を現はせるものなり、其年代は前者と略ぼ同じく、何れも明代を降らざるものなるが如し。





第六十　香盆及軸盆

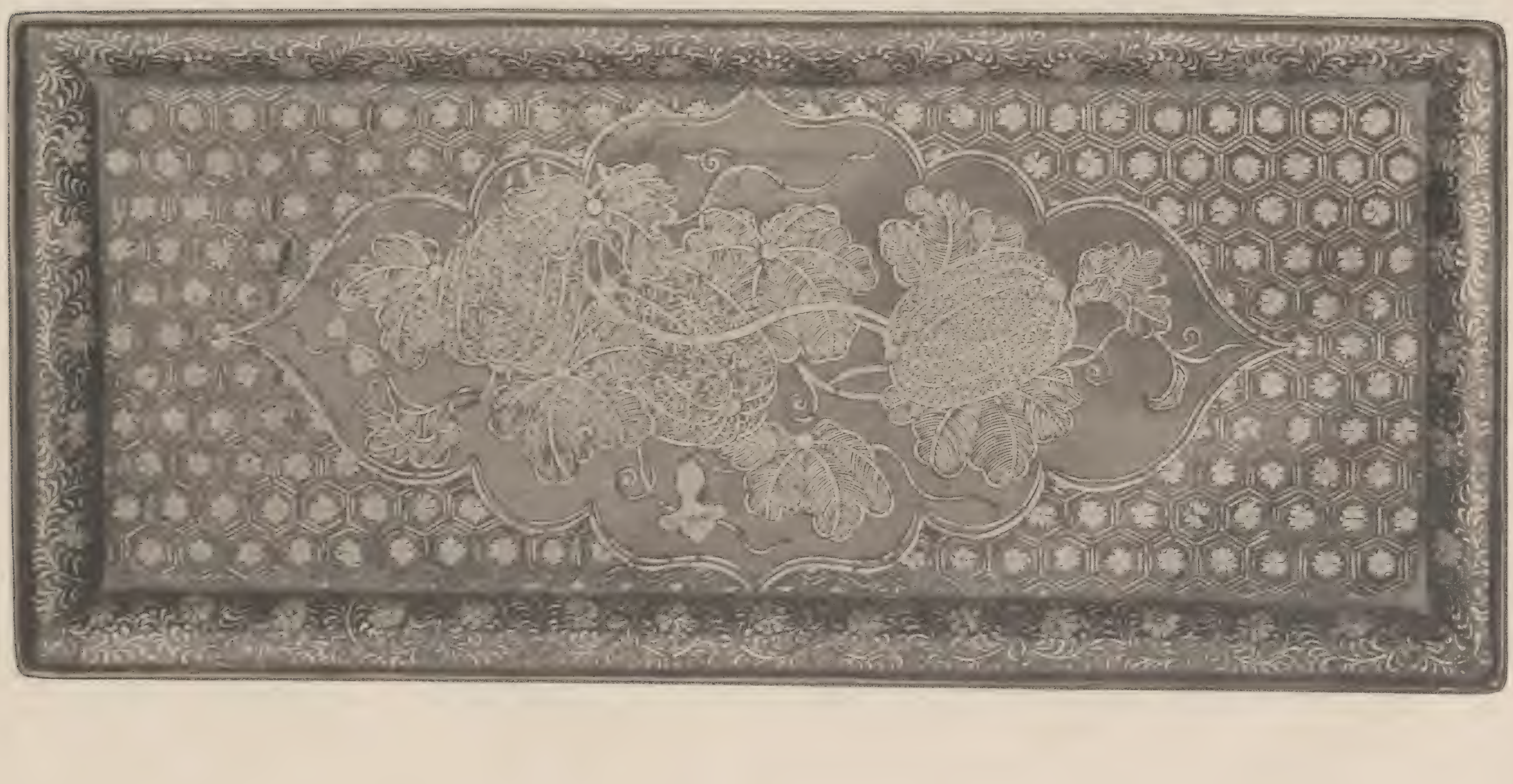
龍圖青貝香盆　作者不詳

黑地　竪八寸七分　横七寸四分　高五分

瓜圖青貝軸盆　作者不詳

黑地　竪五寸一分　横一尺一寸四分　高七分







第六十一　鳳凰圖螺鈿長方中央卓　作者不詳

卓面　竪一尺一寸四分　横一尺六寸八分　高二尺